

給水装置工事に係る取扱要綱

内容現在 平成 26 年 4 月 1 日

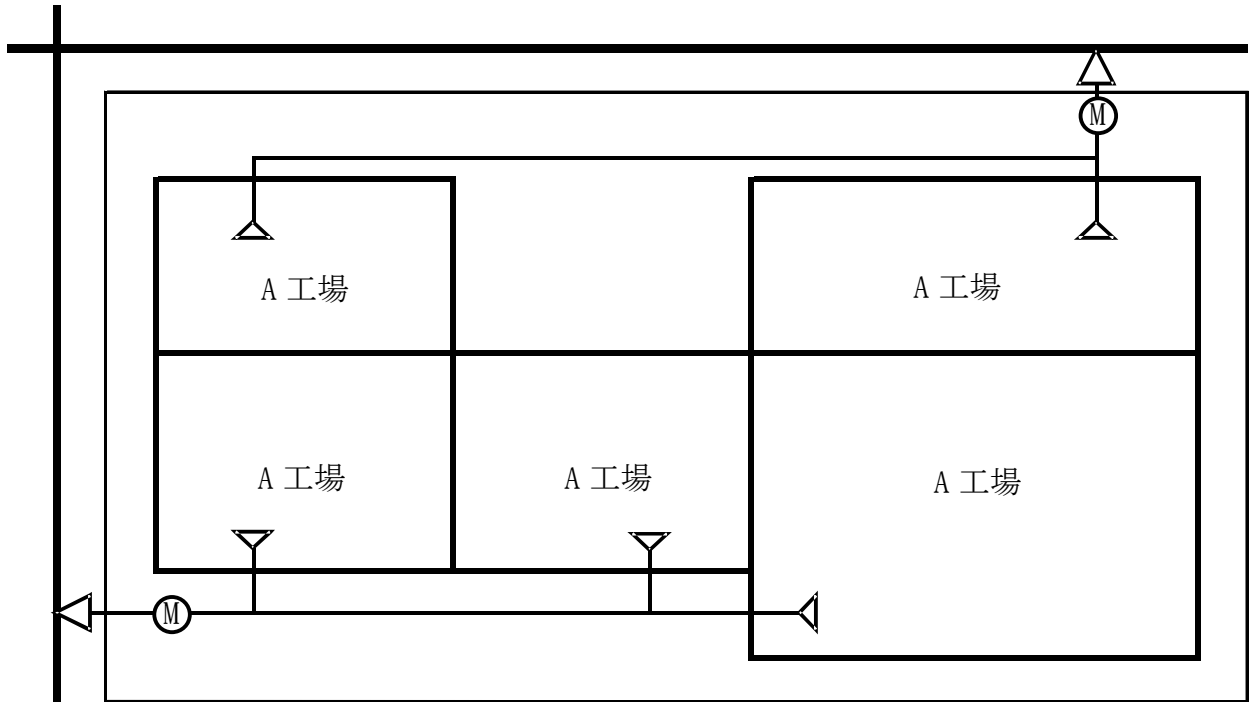
加除（さしかえ）表

追録第 14 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第 1 部	1 1 から 1 4 まで	2	1 1 から 1 4 まで	2	P 1 0 の次
	2 2 から 2 2-3 まで	2	2 2 から 2 2-3 まで	2	P 2 1 の次
	2 5 から 4 2 まで	9	2 5 から 4 2 まで	9	P 2 4 の次
	6 5 から 6 6 まで	1	6 5 から 6 6 まで	1	P 6 4 の次
第 2 部	1 から 6 まで	3	1 から 6 まで	3	目 2 の次
	9 から 1 2 まで	2	9 から 1 2 まで	2	P 8 の次
	1 3 から 1 4 まで	1	1 3 から 1 4 まで	1	3 中見出しの次
	1 7 から 1 8 まで	1	1 7 から 1 8 まで	1	P 1 6 の次
第 3 部	7 から 1 0 まで	2	7 から 1 0 まで	2	P 6 の次
第 5 部	7 から 1 0 まで	2	7 から 1 0 まで	2	(2) 中見出しの次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

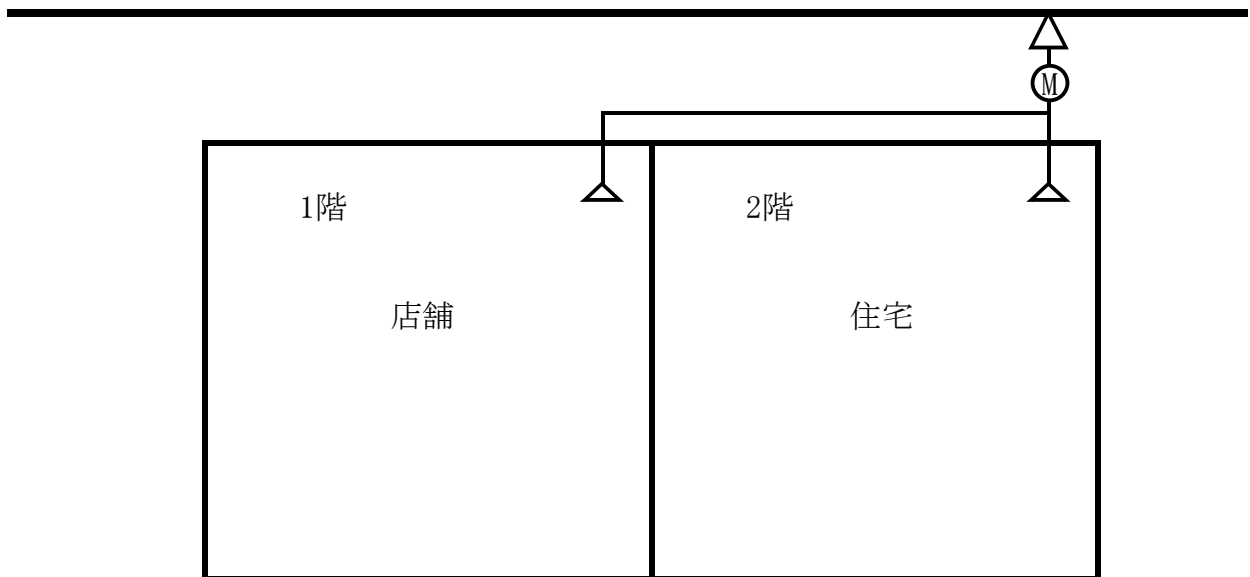
(ア) 広範囲な敷地を有する事業所で、既存給水装置の容量に限界があり、かつ敷地等の構造上技術的に1つの給水装置とできないとき。



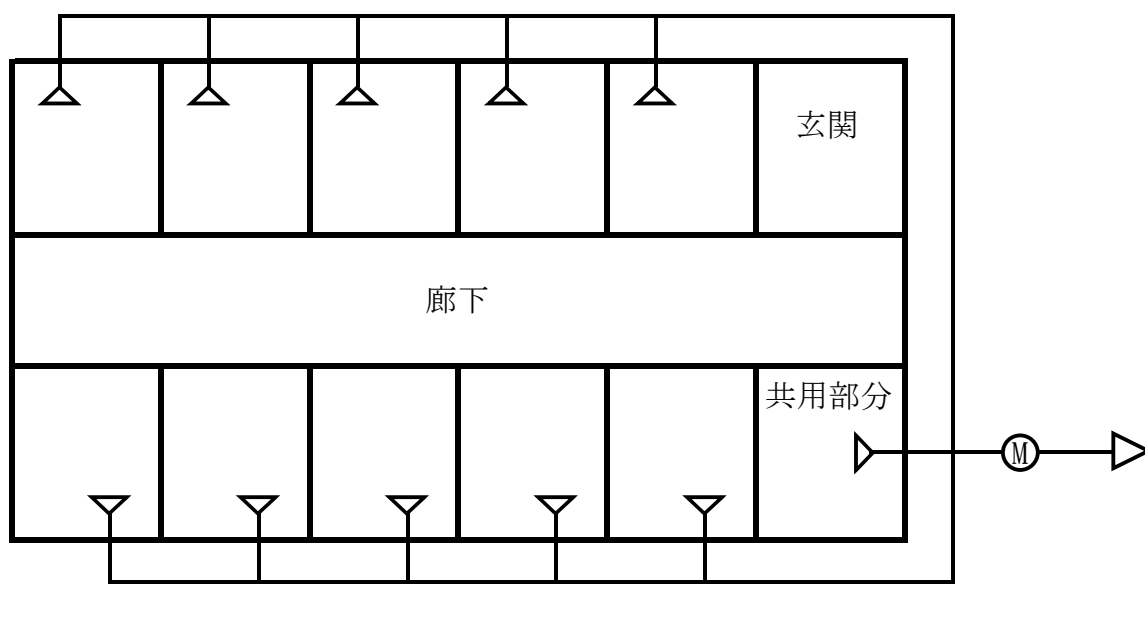
(イ) 受水槽式の建物で、散水栓用などのため直結給水の装置を設置するとき。

ウ 次のような場合は、給水装置の内容により、複数世帯、複数事業所または複数箇所の、それぞれ別の給水装置をまとめて1つのメーターとすることができる。

(ア) 同一水道使用者等が一建物内を住宅と店舗等に区切り、それぞれ別な用途で使用するとき。



(イ) 下宿屋、寮等のような共同住宅で、玄関、食堂等共用部分があるとき。



(ロ) 既存の建物等で、構造上技術的に別個の給水装置とすることができないとき。

エ 私設消火栓専用の給水装置には、メーターを設置する。

オ 別個のメーターで設置されている給水装置は、メーター以下で相互に連絡してはならない。

④ メーターおよびメーターボックスの設置位置

ア メーターの設置は、道路との境界に近接した屋外宅地で点検しやすく、乾燥し、かつ、損傷または汚水浸入のおそれのない場所とする。

イ 屋外に適切な場所がないときは、屋内とすることができる。ただし、検針およびメーターの取替が容易にできる場所を選定し、設置すること。

ウ メーターは、給水栓より低い位置に、かつ、水平に設置する。

エ メーターを地中に設置する場合は、管理者が指定しているメーターボックスの中に入れ外傷から防護し、その位置を明らかにする。

オ メーターの位置は、工事施工の指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）と使用者等と打ち合わせを行い、その位置については管理者が定める。

⑤ メーターの選定等

ア 新たに設置するメーターの器種は、原則として口径13mm～口径40mmは直読メーター、口径50mm以上は電子式遠隔表示装置付水道メーター（以下「電子メーター」という。）とする。ただし、営業所管内に設置するメーターの器種は、原則として電子メーターとする。

イ 管理者が採用するメーターの器種は、次のとおりとする。



⑥ メーター口径

メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

水道メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター形式	定格最大流量 Q ₃ (m ³ /h)	計量範囲		適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量		一日あたり使用時間流量			一ヶ月当たり 使用量 (m ³ /月)	給水栓数	同時使用栓数	
			Q ₃ /Q ₁	R		一日一時間以 内使用の場合	10分/日以内 使用の場合	一日使用時間の 合計が5時間	一日使用時間の 合計が10時間	一日24時 間使用のとき			瞬時的 使用時	
13	接線流	2.5	100	100	0.1~1.0	1.5	2.5	4.5	7.0	12.0	100.0	~4	2	
20	"	4.0	100	100	0.2~1.6	2.5	4.0	7.0	12.0	20.0	170.0	~15	3	
25	"	6.3	100	100	0.23~2.5	4.0	6.3	11.0	18.0	30.0	260.0	~20	4	
40	たて形軸流	16.0	100	100	0.4~6.5	9.0	16.0	28.0	44.0	80.0	700.0	~30	5	
50	電子式 たて形軸流	40.0	100	100	1.25~17.0	30.0	40.0	87.0	140.0	250.0	2,600		8	
75	"	63.0	100	100	2.5~27.5	47.0	63.0	138.0	218.0	390.0	4,100		6	
100	"	100.0	100	100	4.0~44.0	74.5	100.0	218.0	345.0	620.0	6,600		22	
150	電磁式	400.0	160	160	2.5~400.0	400.0	400.0	2,000	4,000	7,800	234,000			
200	"	630.0	160	160	3.94~630.0	630.0	630.0	3,150	6,300	13,680	410,000			

オ メーターボックスおよび配管寸法は、次のとおりとする。

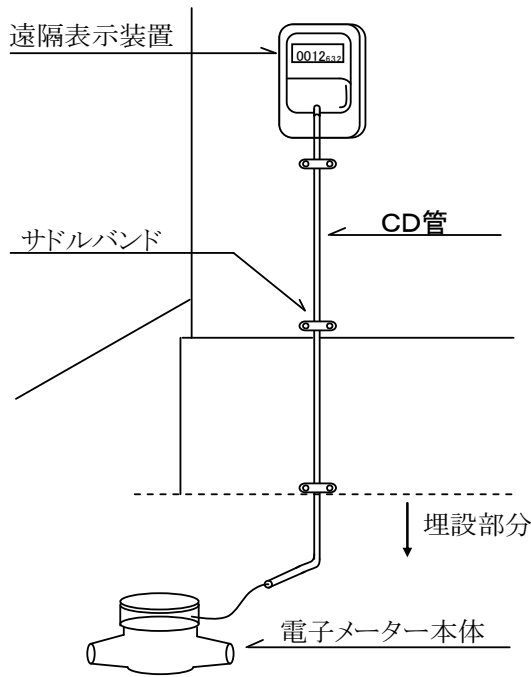
口径	メーターのみ設置		メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置		摘 要	
	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス		
13mm	332	A-中+保護ボックス	—	—	—	—		
20mm	460	A-中+保護ボックス	602	B-2 KB-2	—	—		
				A-大+保護ボックス				
25mm	528	A-大+保護ボックス	683	B-2	—	—		
				KB-2				
40mm	599.5	B-2 KB-2	813.5	KB-3	598.5	B-2		
				B-4				
50mm	916	B-4	1,201	T-1	641	B-2		
				KB-2				
75mm	—	—	—	—	880	KB-3	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)	
			1,360	T-2	1,430	T-2		2次側仕切弁は、ボックス外に設置
100mm	—	—	—	—	940	B-4	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)	
			1,540	T-2	1,490	T-2		2次側仕切弁は、ボックス外に設置
150mm	—	—	—	—	1,090	T-1	伸縮継手(2次側仕切弁はボックス外に設置)	
			—	—	1,640	T-3		2次側仕切弁は、ボックス外に設置
			1,660	T-3	—	—		1,2次側仕切弁は、ボックス外に設置

⑪ 電子メーターの設置等

ア 電子メーターの設置は、原則として次のとおりとする。

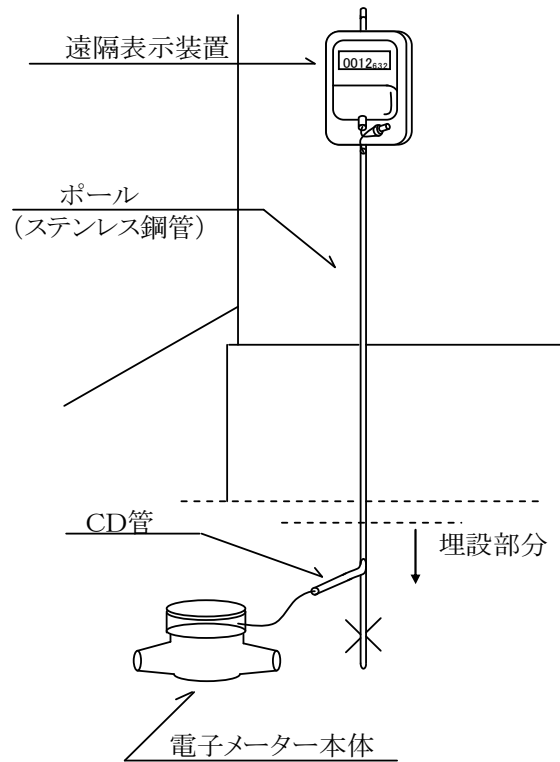
- (ア) 電子メーター本体の設置は、取替および点検が容易にでき、凍結のおそれのない場所とする。
- (イ) 遠隔表示装置は、建物の壁に設置すること。なお、建物の壁等に設置が困難な場合は、ポール設置式とすることができる。また、遠隔表示装置設置高さは、地上より1.5mとする。
- (ウ) 伝送線の保護管は、CD管口径22mmを使用し、埋設する場合は深度を30cm以上とし、壁に取り付ける場合はサドルバンドで確実に固定する。
- (エ) ポール設置の場合は、管理者の指定するステンレス鋼管口径25mmのポールを使用し、CD管との接続にはソケットを使用し、伝送線が貫通するよう組み立て、ポールの上端部の防水処理および転倒防止の措置をする。
- (オ) 伝送線の配線総延長は、おおむね7m以内とする。
- (カ) 電子メーターを設置する場合であってもメーターボックスは設置する。

・壁に設置する場合



※メーターボックス類は省略しています。

・ポール設置する場合



イ 電子メーターを設置する場合の費用の負担区分は、次のとおりとする。

(ア) 設置する電子メーター本体，遠隔表示装置およびこれらの付帯品（ボルトナット，封印線，封印玉，パッキン等）は，管理者が貸与する。

(イ) メーターの設置およびその他付帯する工事（保護管の設置など）に係る費用は，すべて設置者の負担とする。

ただし，既設のもので計画取替によるものは，管理者の負担とする。

(5) 特殊器具等の設置

① 高圧洗車機

加圧された洗剤およびワックスの混合水が逆流するおそれがあるため，受水槽式（シスタンク等）給水とする。

② 浄水器

性能基準は，JWWAS102の基準によること。

なお，浄水器以降の水は，水道水中の溶存物質などを除去するため，給水栓から流出する水は，水道水として取り扱われない。

ア I形は，給水栓，他の末端給水器具の一次側直近に取り付けて，常時圧力が浄水器に作用するため，逆流防止弁を設置すること。

イ II形は，給水栓の二次側に取り付けて，常時圧力が作用しないこと。

③ 消防用設備

消防法および同法施行令ならびに同法施行規則に規定する消火設備の設置は、受水槽式給水とする。また、同法令に基づく小規模社会福祉施設に対して設置する水道連結型スプリンクラー設備については、給水装置工事の取扱いにより直結式給水とすることができる。

なお、私設防火水槽および地上式消火栓については、私設消火栓等の取扱いの基準により設置する。

④ 冷凍機・冷房機

断水による損害が生じやすいため、受水槽式給水とする。

⑤ 洗米機・ボイラー等

飲用に供されない器具は、受水槽式給水とする。

⑥ 水道直結即湯システム

循環給湯方式であるため、使用圧力について事前に管理者と協議を行うものとし、施工方法および性能基準適合証明等を確認する。なお、水道メーター以降の維持管理が容易な箇所に逆流防止性能を有する給水用具を設置し、管理上の責任に関する確認書を提出する。

⑦ 太陽熱温水器

太陽熱温水器の種類	設置上の取扱い
①間接加熱式 (強制循環式) ②直接加熱式 (自然流下式) ③直接加熱式 (強制循環式)	1 集熱器，貯湯タンクは，各々が給水装置用材料に該当するため，性能基準適合品を使用する。 ③直接加熱式（強制循環式）の循環装置は集熱器または貯湯タンクとセットで指定している。 2 貯湯湯沸器と同様に減圧弁，逆止弁，安全弁を設置する。
④汲置式 ⑤自然循環式 ⑥受水タンク式 (強制循環式)	1 この方式は，受水タンク以下装置によって給水する方式であることから，温水器としては給水装置用材料に指定していない。（受水タンク内のボールタップまで給水装置の適用） 自然循環式の場合，受水タンクと貯湯タンクが同一であることからボールタップのフロートの材質はこれに適したものとする。 2 この温水器の給湯と直結水との器具による混合は認めない。

⑧ その他の器具等

給水装置に使用するものは、性能基準適合が証明されたものでなければならない。

(シ) 緊急時の掘削を必要とする時は、あらかじめ企業局、道路管理者、所轄警察署へ連絡のうえ行わなければならない。

イ 占用工事の制限

(ア) 道路の維持保全のため次の期間を経過しないものは、原則として掘削は許可されない。

- | | | | |
|---|----------------|---------|-----|
| a | コンクリート舗装 | 工事完了日から | 5年間 |
| b | アスファルト舗装 | 工事完了日から | 3年間 |
| c | 路面処理道（オーバーレイ等） | 工事完了日から | 1年間 |

(イ) 都市計画道路（車道部）は、原則として掘削許可はしない。

ただし、次の事項に掲げる掘削工事であると認める時は、前の規定は適用しないことができる。その場合、復旧方法等は、事前に道路管理者と協議すること。

- a 災害予防または事故復旧（漏水、ガス漏れ、路盤沈下等）工事等に伴う危険防止のためのもの
- b 公共的または公益事業のためやむを得ないもの
- c 市民の日常生活に直接影響があると認められるもの
- d その他道路管理者が特に緊急を要すると認めたもの

③ 道路復旧工事の施工

ア 路床工（埋戻し工）

(ア) 埋戻し土は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないものとし、埋戻しに適した含水比をもって使用する。

(イ) 埋戻し土は、路床工として適当でない場合は、砂、切込砂利、良質の土砂等との入替またはこれらの補充を行う等の措置をし、埋戻しをする。

(ウ) 埋戻し前に、湧水、溜水を完全に排水し、その他有害物を除去した後埋戻し、一層の仕上り厚さが20cmとなるようランマー等により十分に締固めを行う。（この場合の敷ならし厚さは25～30cm以下とする。）

(エ) 掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないよう十分注意して施工する。

イ 路盤工

(ア) 使用する材料（碎石、砂利等）は、粘土塊、有機物、ごみ、その他有害物を含まないものとする。

(イ) 材料の敷均しは、材料の分離を避け均一に敷均し、各層（層厚は原則として20cm以下とする。）ごとにランマー等により、影響範囲を含め、十分に締固めを行う。

(ウ) 路盤仕上げで特に必要と認められる箇所にあつては、良質の目つぶし材を使用し、仕上げを行う。

ウ 舗装工

(ア) 本復旧工事

- a 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度および機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき、埋戻し完了後速やかに行う。
- b 占用工事の制限を受ける道路のうちその除外を受ける工事においては、既設舗装面への影響を考慮し、別紙図のとおり影響幅外について切削幅として切削機を用い、表層を切削・復旧すること。
- c 既設舗装との一体化を図るため、既設舗装の切断面およびアスファルト舗装各層にはタックコートを入念に施し、十分に締固めて平坦に仕上げる。
- d 工事完了後、速やかに既設の区画線および道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧する。

(イ) 仮復旧工事

- a 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承認を得た上で仮復旧工事を行う。
- b 仮復旧の表層材は、常温または加熱アスファルト合材によらなければならない。舗装構成は、道路管理者の指示によるものとする。
- c 仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示による標示ペイント等により表示する。

(ウ) 砂利道

- a 砂利道の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行う。
- b 材料は、均一になるまで十分切り返し、所定の厚さに敷き均す。
- c 既設砂利層も含めて不陸整正し、十分締固めを行う。

(エ) 保証期間

- a 道路復旧工事の保証期間は、道路の構造等を考慮して次のとおりとする。

(a) 舗装道路	2年間
(b) 路面処理道及び砂利道	1年間
- b 保証経過後、明らかに占用工事が原因で路面沈下または陥没等が生じた場合は、施工者において補修する。

④ 標準復旧断面図

別紙 図-1・1 ～ 図-1・7による。

ア 復旧面積

- (ア) 舗装道路の復旧は、掘削幅に影響部分として別表1「最小影響幅」を加えた範囲を復旧面積とする。
- (イ) 占用工事の制限を受ける道路のうちその除外を受ける工事については、既設舗装面への影響を考慮し、別表1「最小影響幅」および別表2「最小切削幅」を加えた範囲を復旧面積とする。

(ウ) 未舗装道路（砂利道）の復旧は、掘削幅に1.2を乗じた範囲を復旧面積とする。

イ 影響範囲

(ア) 最小影響幅

占用工事により掘削部の周囲に与える最小影響幅は、以下の通りとする。

ただし、道路管理者がこれによりがたい特別の事情があると認めた場合は、その都度指示する。

表 1

区 分	最 小 影 響 幅		
	車 道	歩 道	歩道(重車輛)
都市計画道路	0.50m	0.20m	0.30m
その他一般道路	0.30m	0.20m	0.30m

※一般的な道路掘削占用工事（推進工事等の路面掘削を伴わないものを除く）

(イ) 最小切削幅

占用工事の制限を受けるアスファルト舗装の道路における掘削部の周囲に与える最小切削幅は、以下の通りとする。ただし、道路管理者がこれによりがたい特別の事情があると認めた場合は、その都度指示する。

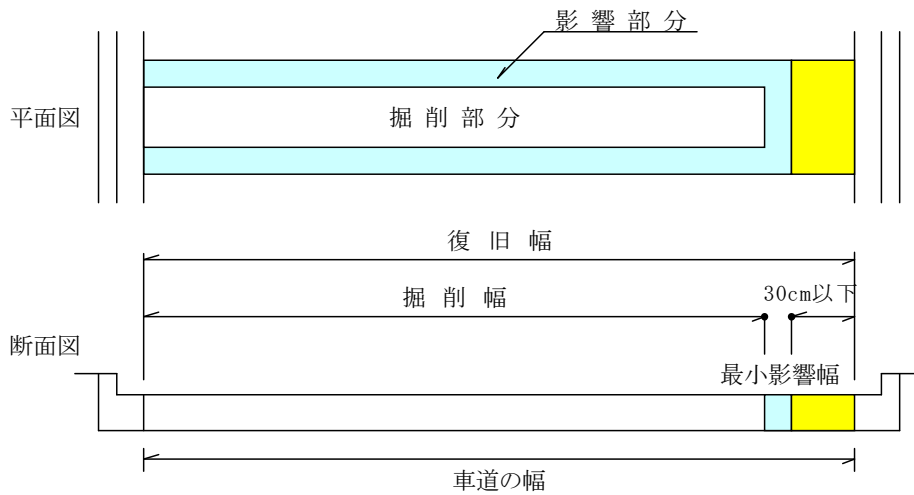
表 2

区 分	最小切削幅	
	車 道	歩道(重車輛)
都市計画道路	0.30m	0.20m
その他一般道路	0.30m	0.20m

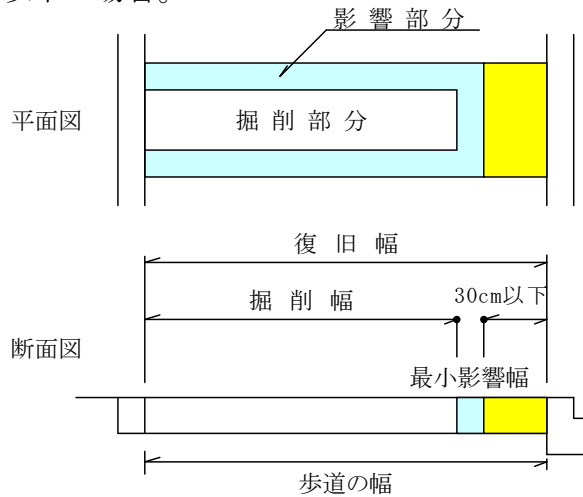
※一般的な道路掘削占用工事（推進工事等の路面掘削を伴わないものを除く）

(ウ) 次の場合には、復旧幅を大きくする。

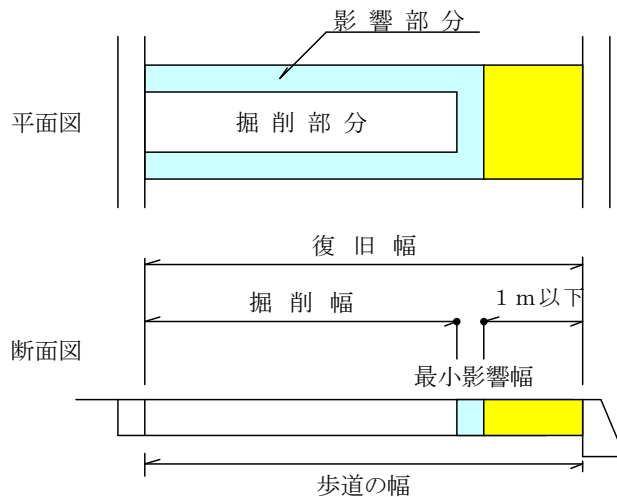
- a 車道において、車道の幅から、掘削幅と影響幅を除いた幅が 30cm 以下の場合。



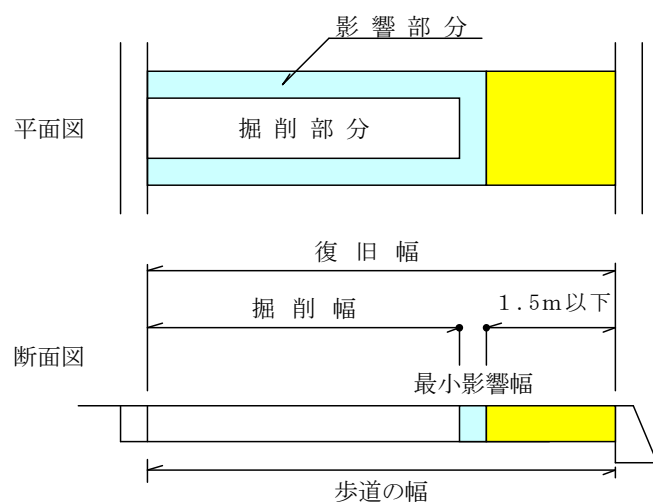
- b 市道の歩道において、歩道の幅から、掘削幅と影響幅を除いた幅が 30cm 以下の場合。



- c 道道の歩道において、歩道の幅から、掘削幅と影響幅を除いた幅が 1 m 以下の場合。



- d 国道の歩道において、歩道の幅から、掘削幅と影響幅を除いた幅が
1. 5m以下の場合。



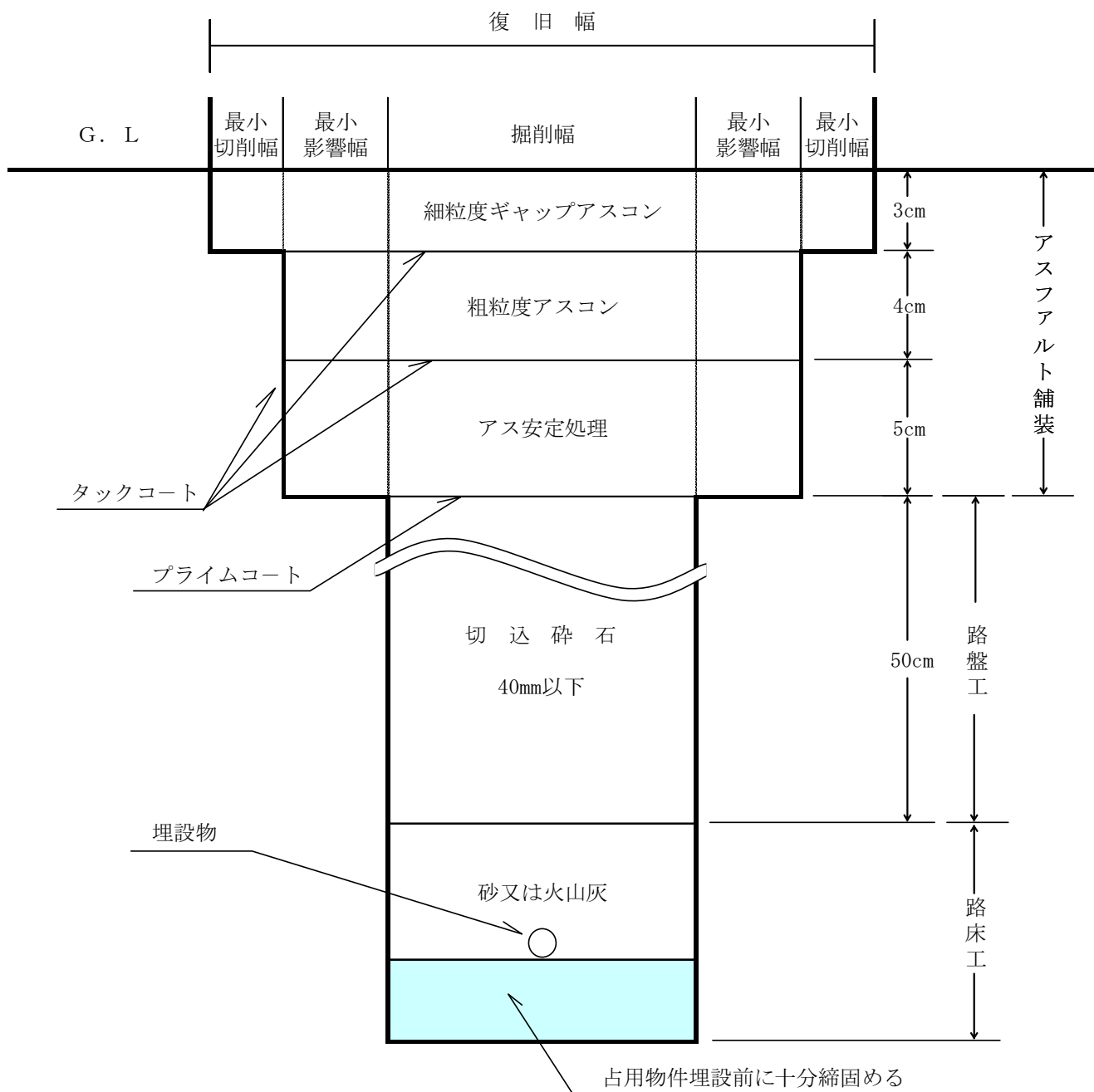
(エ) 道路構造による路盤復旧厚

路盤および舗装厚については、道路管理者に確認し設計することとし、
おおむね以下のとおりである。

	舗 装 厚		路盤厚	復旧厚
歩道（市道，道道，国道）	3 cm	3	2 7 cm	3 0 cm
車道（市道；一般）	8 cm	3, 5	4 2 cm	5 0 cm
車道（市道；都市計画道路A）	1 2 cm	3, 4, 5	5 0 cm	6 2 cm
車道（市道；都市計画道路B）	1 5 cm	4, 5, 6	6 0 cm	7 5 cm
車道（道道）	1 5 cm	4, 5, 6	6 0 cm	7 5 cm
車道（道道）	2 1 cm	4, 5, 5, 6	4 9 cm	7 0 cm
車道（国道）	2 6 cm	4, 5, 5, 6, 6	5 0 cm	7 6 cm
砂利道（一般）	—	—	—	2 0 cm

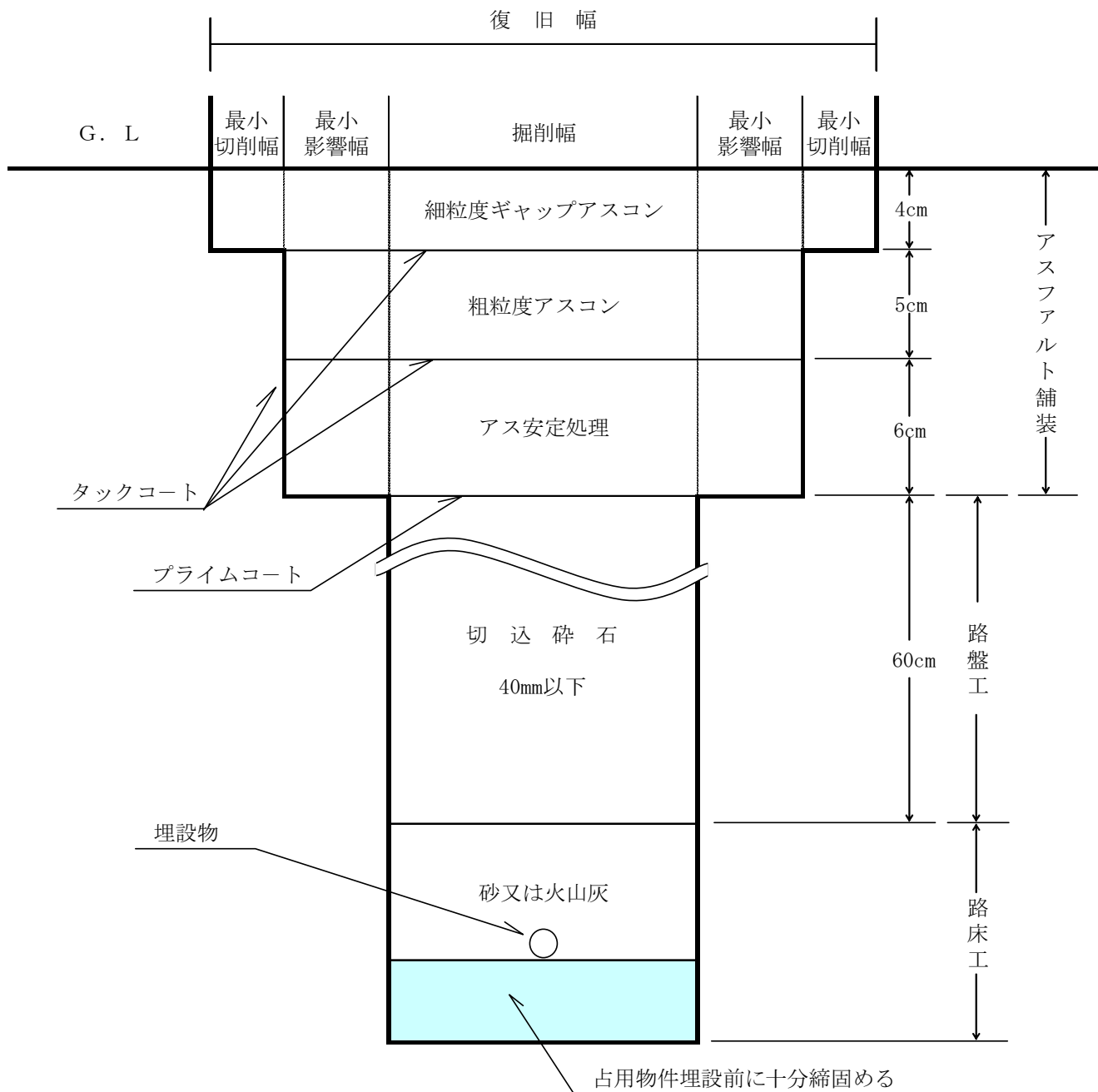
都市計画道路（A交通舗装）

（市道）



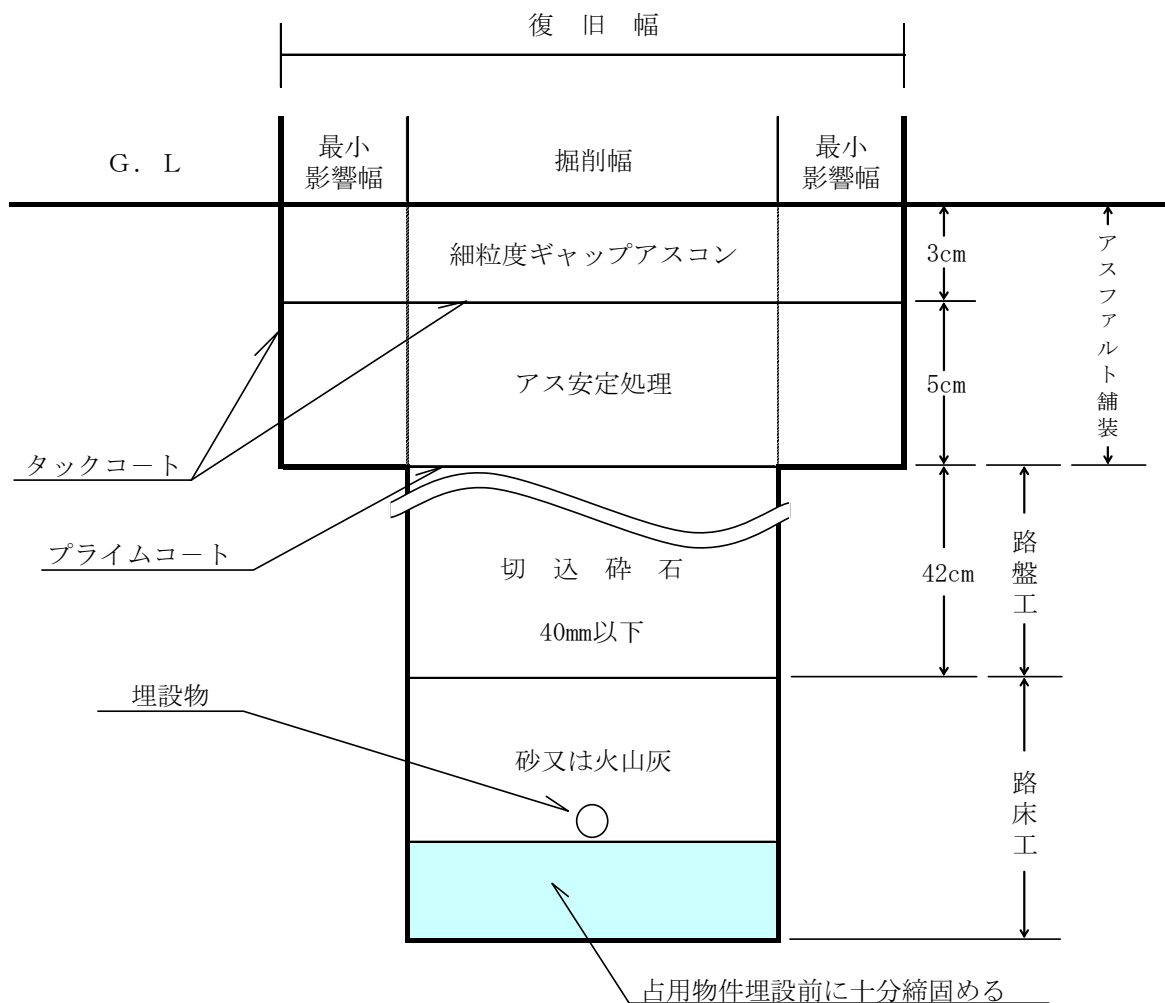
都市計画道路（B交通舗装）

（市道）



その他一般道路

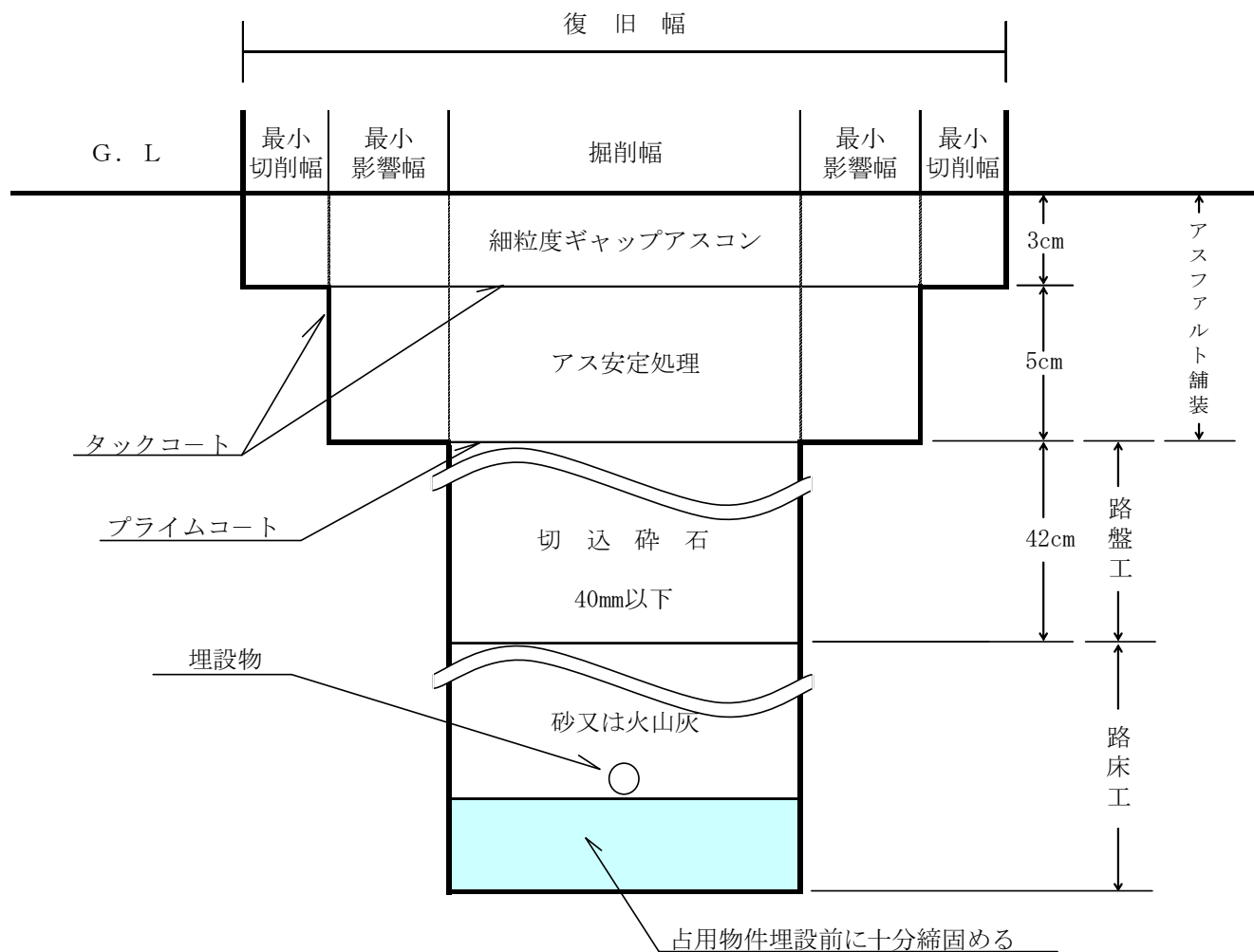
(車道)



(普通土)

その他一般道路

(占用工事の制限を受ける車道 (歩道))

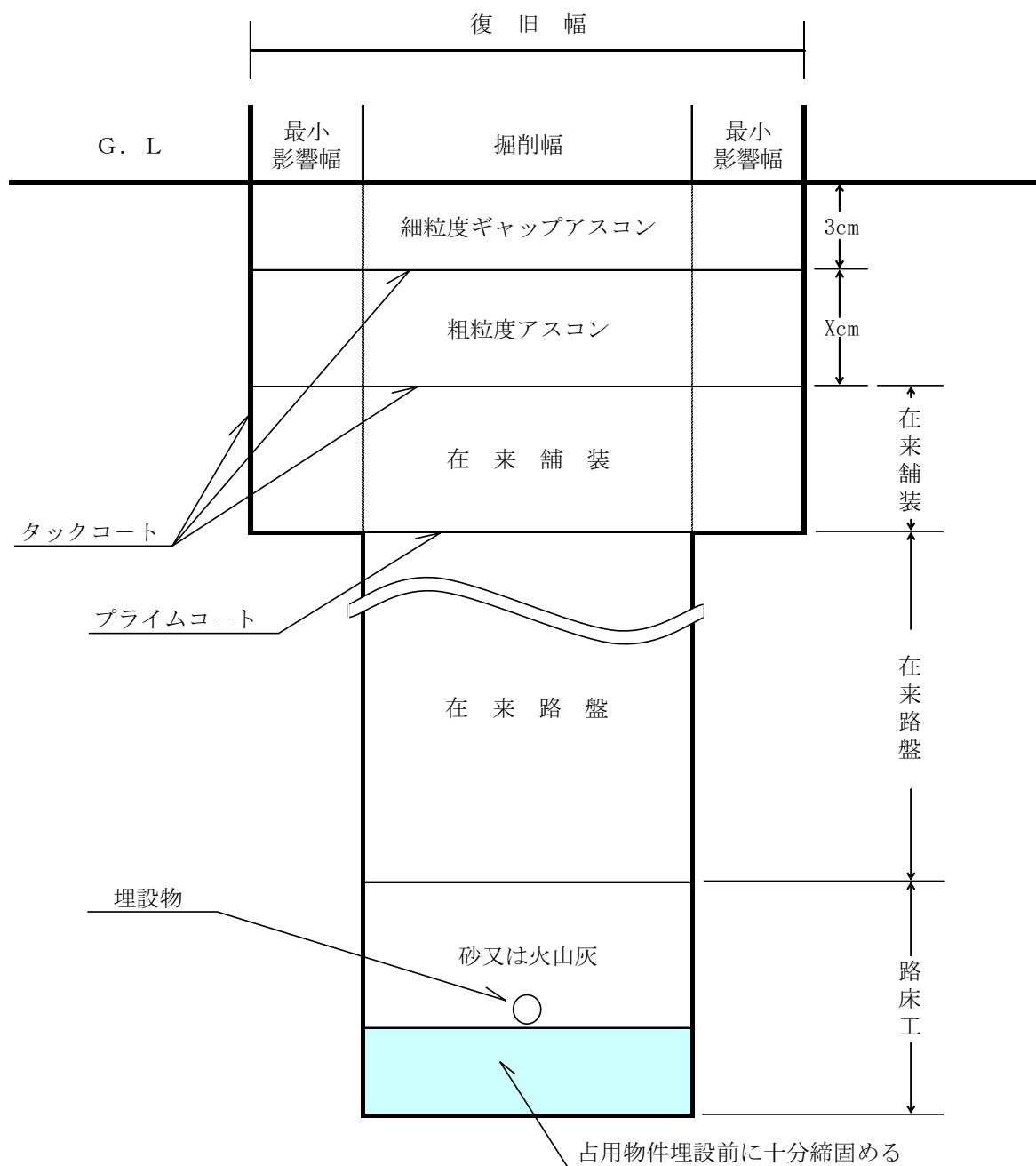


(普通土)

※ 歩道の場合は細粒度アスコンを使用すること。

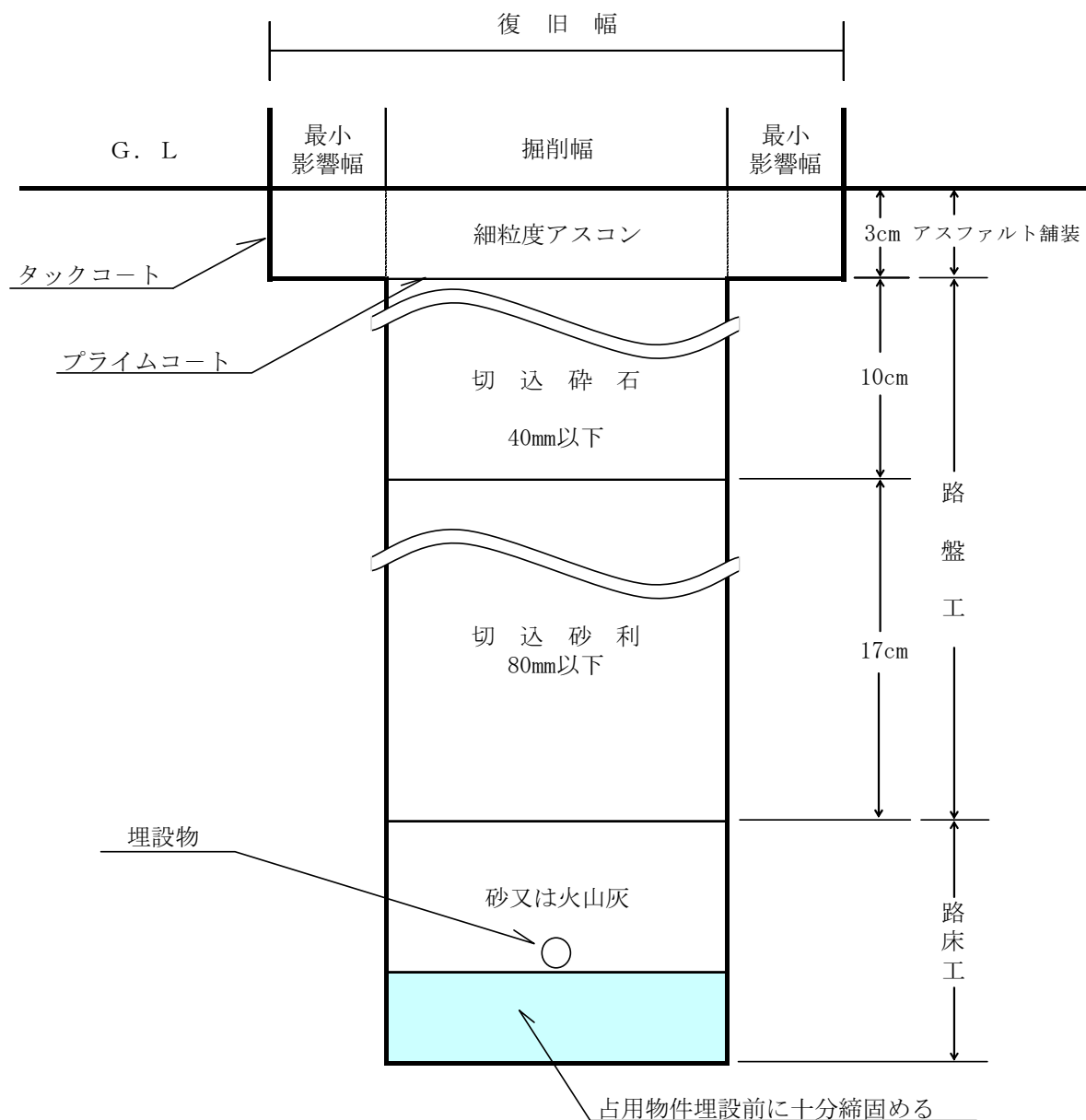
その他一般道路

(車道オーバーレイ)



その他一般道路

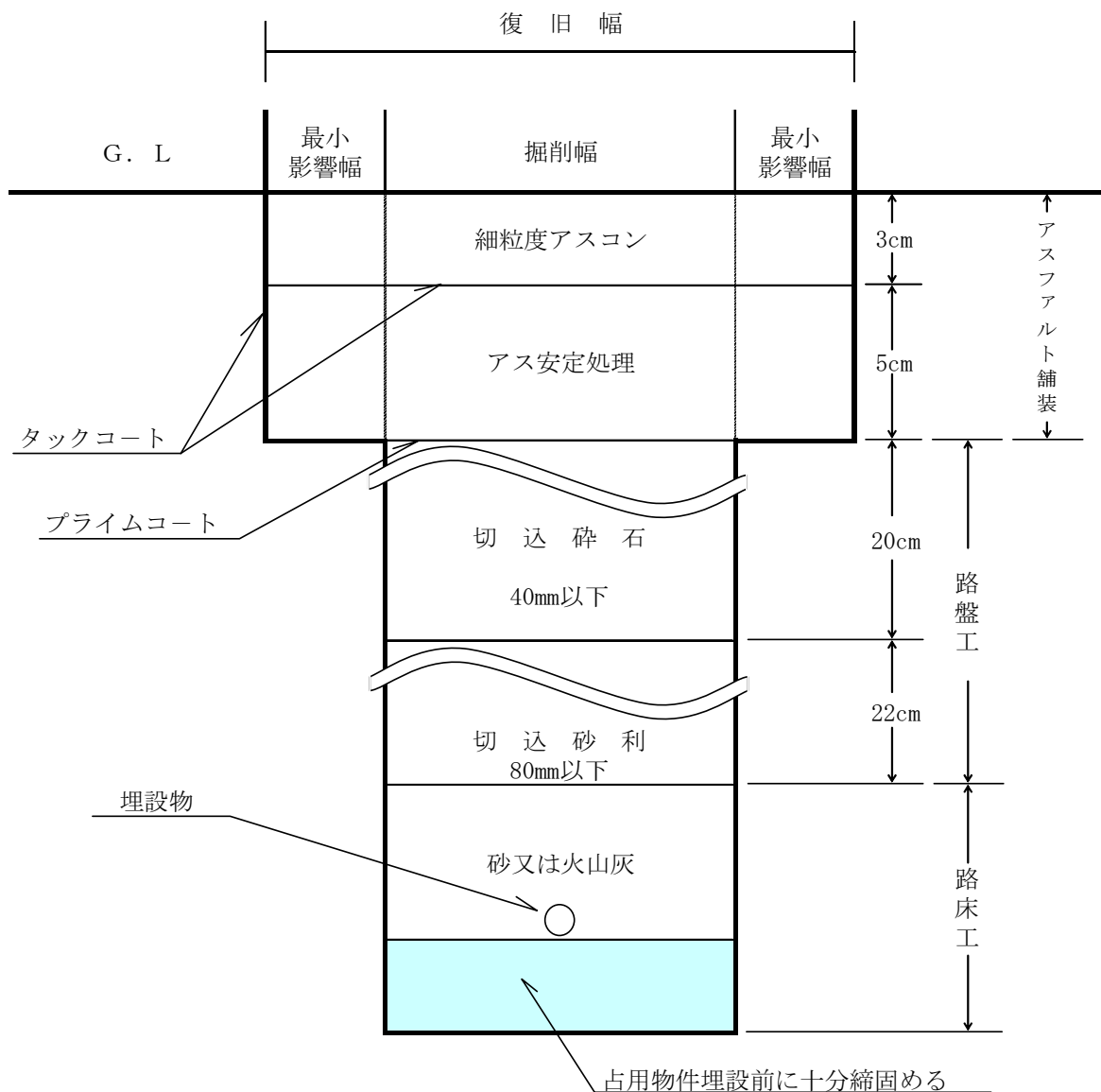
(歩道)



(歩行者のみ)

その他一般道路

(歩道)



(車両通行帯)

(2) 管工事

① 鋳鉄管施工基準

ア 総則

給水管は十分な強度を有するものであって、耐久性、耐食性に優れ、かつ水質に影響を与えないものでなければならない。

給水管には多種多様なものがあるが、その選定に当たっては、埋設環境、水質条件等を考慮し、規格品を使用することとし、また各種団体規格に定められた水道用規格品を使用すること。

水道用ダクタイル鋳鉄管の規格は、JWWA G 113、内面の規格は、JWWA A 113、およびJWWA G 112とし、水道用ダクタイル異形管はJWWA G 114、内面の規格はJWWA G 112とする。

イ 管種

管は、内圧および外圧のいずれにも耐える強度を持つものでなければならない。内圧は、実際に使用する管路の最大静水圧と水撃圧を考慮し、外圧は、土圧、路面荷重および地震力等を考慮する。また、埋設場所の諸条件、すなわち土質状態、地下水の状況、他の埋設物の有無および路面荷重等を考慮する。

継手の種類によっては異形管防護を必要とする。

K形ダクタイル鋳鉄管の使用口径は呼び径75mm～350mmとする。

NS形ダクタイル鋳鉄管の使用口径は呼び径75mm～350mmとし、地盤変動の著しい箇所（耐震用、軟弱地盤など）に使用する。

ウ 接合工法

鋳鉄管の接合方法は、次のとおりとする。

T頭ボルトの締付けトルク表

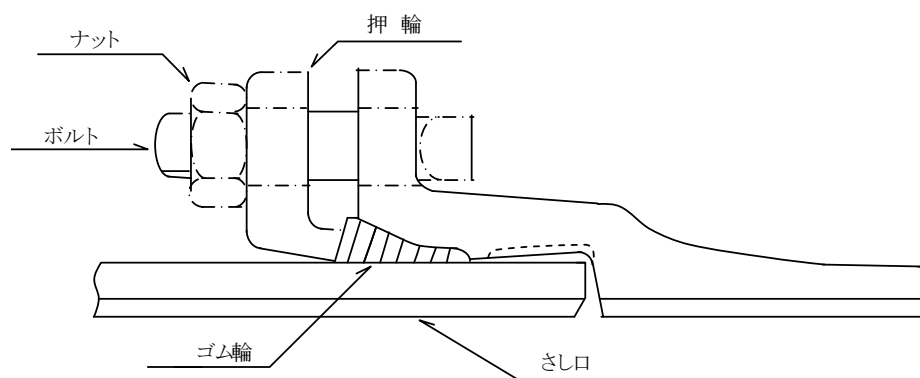
使用口径	ボルトの呼び	締付けトルク	
		N・m (SI 単位)	Kgf・m (従来単位)
75	M16	60	6
100～600	M20	100	10
700～800	M24	140	14
900～2600	M30	200	20

備考 締付けトルクは初期の値を示す。

フランジボルトの締付けトルク表

使用口径	ボルトの呼び	締付けトルク	
		N・m (SI 単位)	Kgf・m (従来単位)
75～100	M16×75	60	6
200	M16×80	60	6
250～300	M20×85	90	9
350	M20×95	120	12

(ア) K形接合



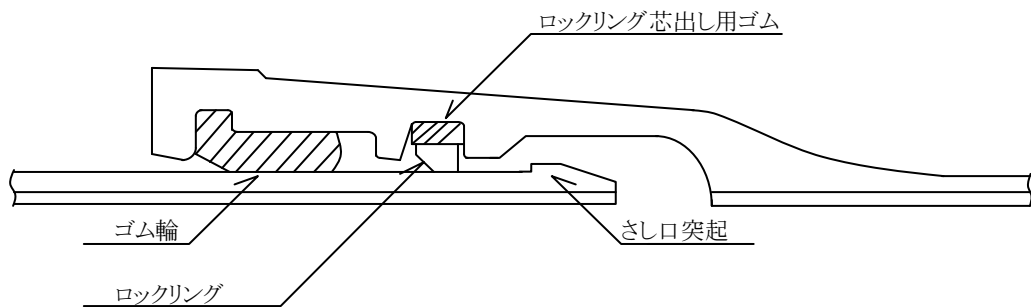
継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- a 管を清掃する。この場合、さし口外面端より約40cmおよび受口内面並びにボルト孔などに付着している油、砂、その他の異物をきれいに取除く。
- b さし口に押輪をあらかじめはめこんでおく。
- c さし口外面、受口内面およびゴム輪の全面に滑剤を塗布する。
- d ゴム輪をさし口に、押輪と同様あらかじめはめこんでおく。この場合、ゴム輪の方向を間違えないようにして、さし口端面から15～20cmの位置まで入れる。
- e さし口を受口内面に挿入する。この場合、将来の管路伸縮、たわみ等を考慮して、さし口端面と受口底部との間に数ミリメートルのすきまを開けておく。
- f ゴム輪を受口内面の所定の位置に片寄らないように挿入した後、押輪をセットし、管と押輪のボルト孔の中心を合わせる。
- g 清掃されたボルトを対称の位置に押込んで仮締めし、ゴム輪をほぼ所定の位置に挿入する。
- h スパナ又は、ラチェットレンチで締付ける。この場合、片締めにならないよう注意すること。
- i 全部のナットが、規定のトルクに達しているかどうかを順次確認する。一度規定のトルクまで締付けてあっても、隣のナットを締付けると緩みがちとなるから、最後は、特に細かく数回にわたり、満遍なく締付け確認すること。締め終わったら、所定の強度に達したか、トルクレンチを用いて確認すること。

(イ) NS形接合

この継手は、大地震でしかも地盤が悪い場合を想定して大きな伸縮余裕、曲げ余裕をとっているため、管体に無理な力がかかることなく継手の動きで地盤の変動に適応することができる。（口径75～350mm）



継手部分詳細図

接合法には次の点に留意すること。

- a 受口溝およびさし口外面の清掃を行う。
- b ロックリングとロックリング芯出し用ゴムの確認を行い、正しくセットする。
- c ゴム輪の内面およびさし口外面テーパ部から白線までに滑剤をむらなく塗布する。
- d さし口の挿入は、管をクレーン等で吊った状態で、管芯が一直線になるようにセットし、レバーロックで所定の位置まで挿入する。
- e さし口が所定位置に入っているかの確認を薄板ゲージにより測定する。

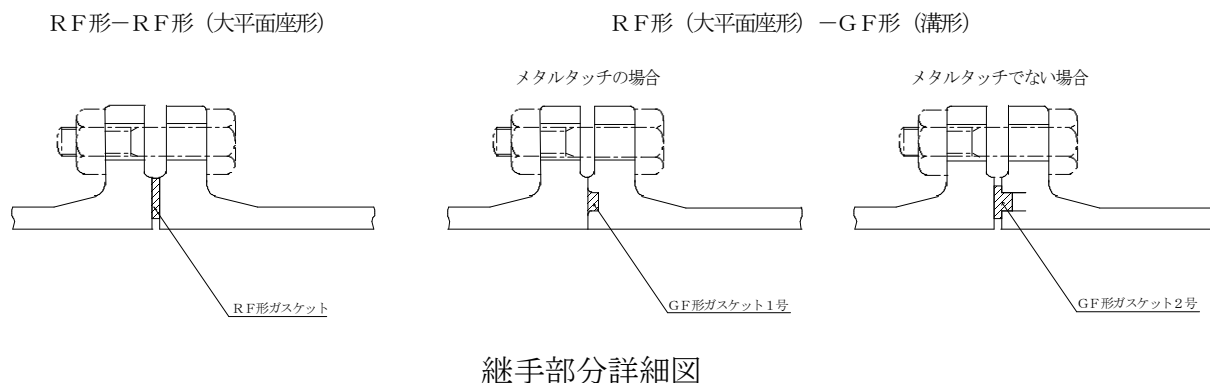
(ウ) 作業上の注意点

- a 管の接合は、さし口部外面および受口部内面等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取り除く。
- b 締付けは、ラチェットレンチ、トルクレンチ、スパナ等の工具とダクタイル管継手用滑剤を使用し、确实、かつ丁寧に施工する。
- c 滑剤は、継手用滑剤に適合するものを使用し、グリース等の油剤類は絶対に使用しない。

(エ) 離脱防止金具による防護方法

社団法人日本水道協会発行「水道施設設計指針」による。

(オ) フランジ接合



接合法には次の点に留意すること。

- フランジ面をきれいに清掃する。
- フランジの間隙にパッキンを入れる。
- フランジを締付けるボルトの全数を最初一様に手で軽く締め、次にスパナで少しずつ片締めにならないよう対角線上に交互に締めてゆく。

なお、パッキンは、良質で厚さ3～6mm程度のものを用い、耳をつけておくと、取付け、取外しに便利である。

エ 異形管

鋳鉄管工事における異形管の種類は、次のとおりである。

- ・わん曲部 : 曲管
- ・T字取出し : T字管
- ・異径箇所 : 片落ち管
- ・伏越し、その他 : 乙字管、継輪
- ・管端 : 栓

等を、使用管種等に応じて使い分けをし、使用する場合には、次の点に注意して施工すること。

(ア) 十分に安全性を考慮して設計すること。

(イ) 曲管、T字管、片落ち管等の異形管は、水平、鉛直ともに管内の水圧による不平均力を受けるので、このため異形管が外側へ移動し継手が離脱する恐れがあるので、防護すること。

オ 切断

鋳鉄管の切断作業は、エンジンカッター（ハンドカッター）、メタルソー切断機（パイプカッター）で行う。

切断箇所の外径および外周長を実測し規格公差内にあることを確認した管を使用し、切断面はモルタルライニングの損傷部を補修するとともに、ダクタイル管補修用塗料を塗装すること。

(ア) エンジンカッターによる切管作業

作業前に使用するエンジンカッターと道具の点検を行い、砥石の湿り、損傷、締付け、ナットのゆるみのないことを確認し、付近に引火物がなく、安定した作業体位が確保できる場所を選定し、正確に行うこと。特に夜間行う場合、騒音に配慮しなければならない。

(イ) メタルソー切断機（パイプカッター）による切管作業

手動式と動力式があり、切断機および溝切り兼用機がある。作業前に必ず切断機の点検を行い、作業中にずれないように確実に固定すること。

切断機、および溝切り兼用機の種類と用途（参考）

切断機の種類 溝切り	切断の方法 溝切り	動力源	駆動方式	切断・溝切りの 可能口径	材質		切断条件		溝切
					FC管	DCI管	既設管	陸切り	
1. エンジンカッター (ハンドカッター)	薄い特殊砥石を高速回転させ、機械を手で保持しきり進み切断する。	ガソリンエンジン 6PS	Vベルト駆動	各社 φ75～φ1000	○	○	△	○	×
		A. C1/4HPの 電動式あり	歯車直結式	P社 φ75～φ200	○	○	△	○	×
2. メタルソー 切断・溝切り機 (可搬式)	管外周にチェーンを巻き付け、それをガイドにしてカッターで管厚さを一度に切り込み、一周すると切断溝切りができる。自動送り装置付き。	ガソリンエンジン 8PS	油圧モーター	C社 φ600～φ1500	○	○	○	○	○
		〃	フレキシブル シャフト	O社 φ150～φ2600	○	○	○	○	○
		電動機 3相220V. 15W	Vベルト駆動	Y社 φ700～φ2600	○	○	△	○	○
		ガソリンエンジン 6PS	フレキシブル シャフト	F社 φ150～φ600	○	○	○	○	○
		電動機 3相220V. 15W	歯車直結手送り	K社 φ75～φ200	○	○	○	○	△

備考 ○：可能
△：なんとか切れる
×：不可能

カ 曲げ配管

曲部箇所には、曲管を使用する。なお、継手箇所において振る（曲げる）ことができる最大角度は、次表のとおりとする。

許容曲げ角度表

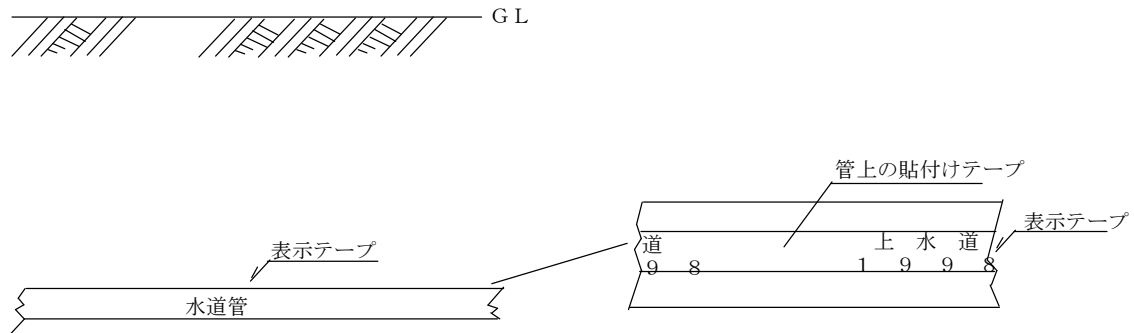
口径(mm) 継手の形	75	100	150	200	250
K形	5°	5°	5°	5°	4°
NS形	4°	4°	4°	4°	4°

キ 管の明示

管の誤認を避けるため、埋設管には、布設年次等を明示するテープを貼付けること。

口径75mm以上の管には、道路法施行規則に基づき管上に表示テープ（地色一青，文字一白）を貼付けること。

表示テープ敷設（例）



ク 腐食防止

地中に埋設されている鑄鉄管は、管の内面は水に、外面は湿った土壌または地下水などの電解質に常に接しているため、化学的な作用によって腐食（自然腐食）が発生し、電気鉄道に接近して埋設されている場合は、その軌条から地中に流れでた電流の電気分解作用による電解腐食（電食）などを受けやすい。

腐食防止の措置としては、0.2mm厚のポリエチレンチューブを継手部分も含めて管体にかぶせて埋設するポリエチレンスリーブ法がある。

施工上の留意点としては、スリーブと管の隙間に、入った浸入水の移動を最小限にとどめ、またスリーブの傷を少なくすること。また、スリーブによって被覆された管および弁類などの埋戻しは、スリーブへの損傷を最小限にとどめるよう注意して行い、埋戻し土に大きな石が含まれないように注意すること。

ケ その他

口径75mm以上の給水管を布設しようとするときは、給水装置の維持管理上必要なことから、原則として、配水管の分岐部に仕切弁を設け、弁きょうを設置すること。

② ポリエチレン管施工基準

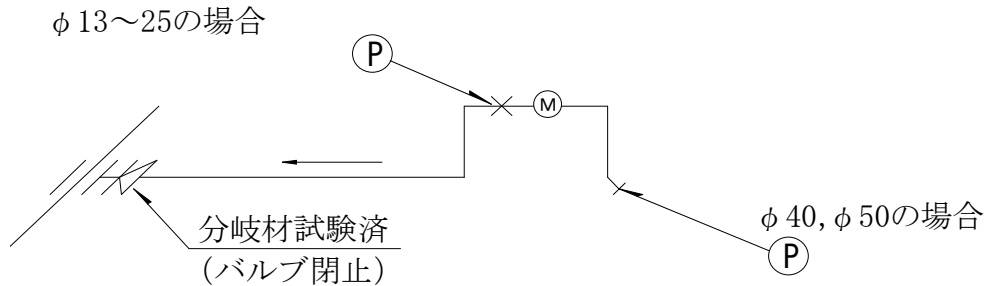
ア 水道用ポリエチレン二層管

(ア) 耐候性を向上させるため、カーボンブラックを含有している水道用ポリエチレン管は、水質によって内面に水泡が発生し、時間の経過とともに、極薄い内面薄利が生じる恐れがある。これらを防止するため、2層管のJIS K 6762とする。

(イ) ガソリンスタンドや灯油タンクなど有機溶剤の浸透の恐れのある場所においては、金属管を使用しポリエチレン管、塩化ビニル管の使用は避けること。やむを得ず使用する場合には金属性のサヤ管で防護すること。

イ 給水管の口径が13から25mmの甲止水栓使用のものは、分岐材の試験を終了した後、給水管等を接続し、止水栓手前エルボより試験を行う。

(図-2参照)



(図-2)

ウ メーター以下の給水装置の場合は、末端給水栓まで施工した後、給水栓とメーターの間で試験を行う。

エ 試験実施前に管内のエア抜きを十分行う。

オ 加圧状態は、1回の水圧試験に1枚の記録用紙とし、加圧から減圧までを1ストロークとして自記録装置により記録する。

カ 記録用紙には、次の事項を記載する。

(ア) 施工年月日、施工箇所、申込者名

(イ) 立会者確認(指名主任技術者、申込者または建築業者の印かサイン)

(ウ) 分岐等の試験箇所

(エ) 団地等で複数の試験を行う場合は、竣工図との照合番号

キ メーター以下の装置の試験では、次の事項に留意して実施する。

(ア) 一括した加圧が困難な場合は、部分的に加圧、記録してもよい。

(イ) 湯沸器等直結用具の取付けおよび給湯配管のあるものについては、直結部分の試験を行う。

(ウ) 受水槽またはシスタック以降の給水設備は、直結配管同様試験を行うことが望ましい。

(5) 管理者が行う完成検査

配水管の適正な管理と水質の安全確保のため、必要な範囲の検査を行うもので、完成検査にあたっては、現地において指名主任技術者立会のもと、管理者が行う。

① 完成立会検査

- ア メーターを設置する工事
- イ 病院や飲食店等において、特殊器具を設置する工事
- ウ 受水槽設置等（私設消火栓、井戸水等）の工事
- エ その他、開発行為等の管理者が立会を必要と認める工事

② メーター以下の給水装置の検査項目

ア 使用材料等の確認

使用材料および用具については、給水装置工事検査申請書に添付される給水装置工事使用材料書で行う。

イ 給水方式の確認

（直結式給水）

（ア）管理者が定めた5階までの範囲

（イ）末端給水栓の出水量

（受水槽式給水）

（ア）受水槽の容量、設置状態および定水位弁の有無

（イ）末端給水栓の出水量

ウ 配管の確認

（ア）井戸水等のクロスコネクション

（イ）複数のメーターが設置された場合

（ウ）配水管の水質等に影響を及ぼす配管（給湯の循環使用（管理者の認めたものを除く）、暖房の補給水、受水槽以降の給湯配管と直結給水配管との混合水栓による接合等）

エ 水抜栓の設置状態の確認

オ メーターの確認

（ア）メーター番号

（イ）メーターの設置状態

③ 水質検査

完成立会検査の際にDPD剤（No.1）により残留塩素測定を行う。また、水道水の臭気、味、色、濁り、異物の確認を行う。

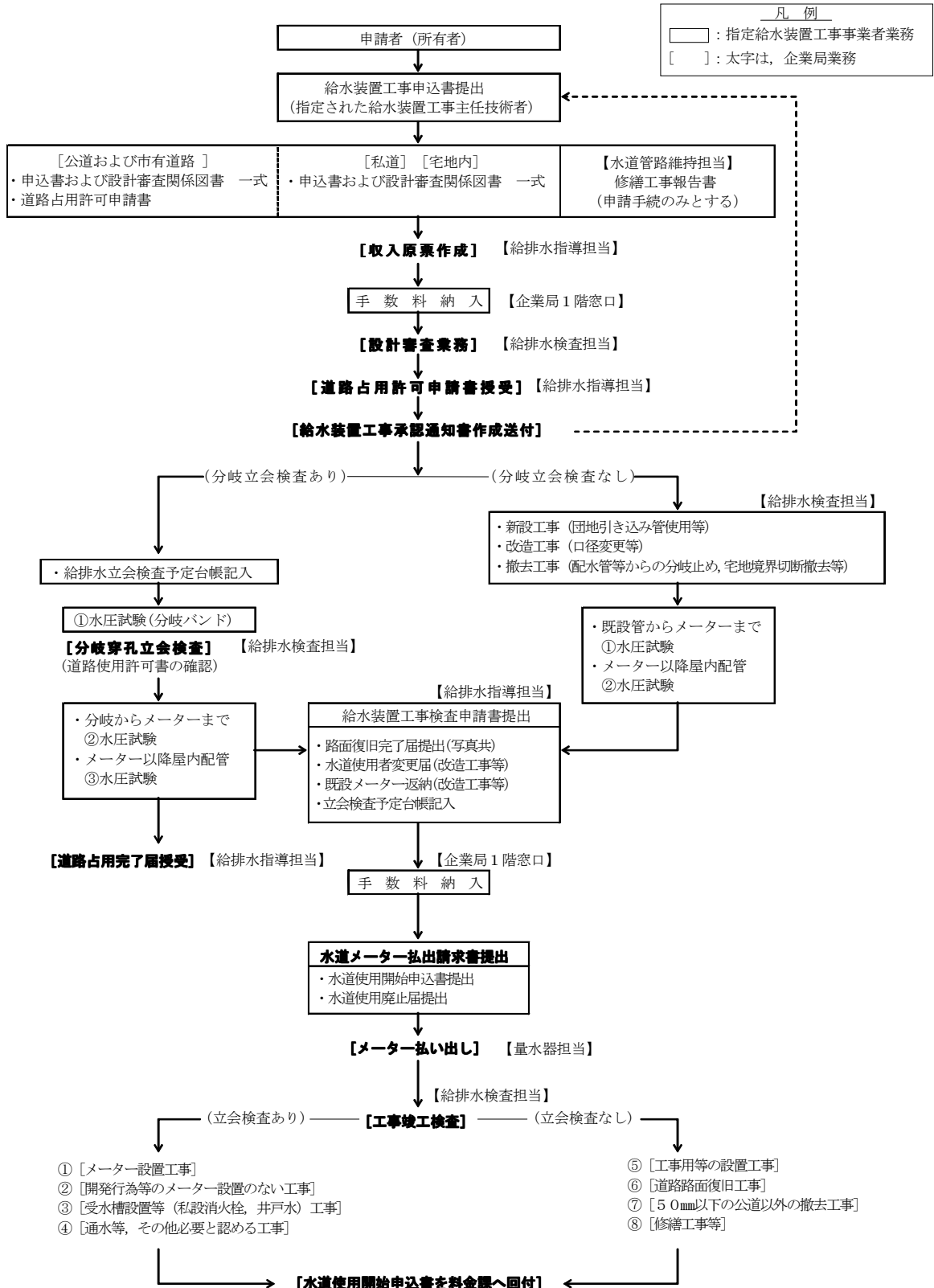
④ 立会を必要としない検査

- ア 工事用および散水栓1栓のみの設置工事
- イ 50mm以下の公道以外の撤去工事（切り離し箇所の写真）
- ウ メーター以下の改造工事（管理者が必要と認めるものは除く）
- エ 道路路面復旧工事
- オ 修繕工事（管理者が必要と認めるものは除く）

第 2 部

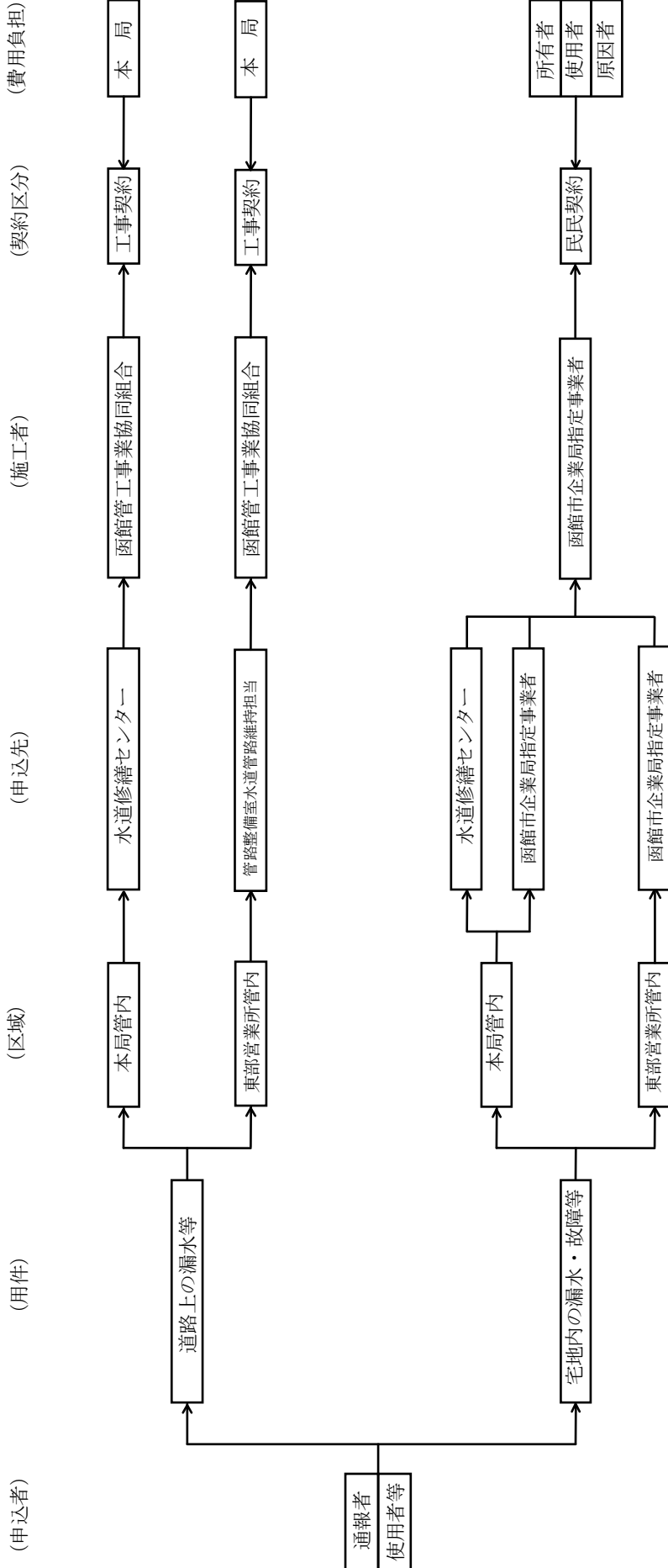
1. 手続等業務のフロー

(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー



(2) 修繕工事の基本フロー

修繕工事の全体の流れは、おおむね次のとおりである。



※東部営業所管内～戸井支所・恵山支所・榎法華支所・南茅部支所および鹿部町の一部の給水区域

(3) 本局が所管する区域

函館市内全域の給水区域（東部営業所管内を含む）

2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入の上、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、給排水指導担当で調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導担当に提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を企業局1階窓口に出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱

ア 新設・改造工事が単独の場合は、それぞれ新設・改造工事とする。

イ 撤去工事が単独の場合は、撤去工事とする。

ウ 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

エ 新設工事と撤去工事が重複する場合は、新設工事とする。

オ 改造工事と撤去工事が重複する場合は、改造工事とする。

(2) 道路占用許可申請等

① 道路占用許可申請

申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に給排水指導担当に提出する。

提出から許可までの日数は、おおむね次のとおりである。

国道 14日 道道 30日 市道 14日

② 道路使用許可申請

申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出し許可を受け、許可書の写しを給排水指導担当に提出する。

なお、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄警察署と協議すること。

提出から許可までの日数は、おおむね5日である。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部 (3枚複写)	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	3部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	3部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	3部	4部	—	—	—
保安施設様式図	3部	4部	—	—	—
仕様書	3部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	3部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

④ 工事関係諸官公庁

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	82-2115
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市椴法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路等維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111 43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係	函館市消防本部	
建物消火設備	予 防 課	22-2144
団地内消火栓	警 防 課	22-2146

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導担当に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を企業局1階窓口へ提出し手数料を納入する。
- (エ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器担当に提出する。
- (オ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(共同住宅用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(共同住宅用)」を受けて手続をする。

② 払出時期等

- ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までの間とする。

・分岐止（宅地内，道路内）

なお，写真撮影等については，道路占用完了届の提出 ア の基本事項のとおりとする。

g 路面復旧完了届

なお，給水装置工事検査申請書の提出は，第2部「メーターの受け渡し」の取扱による。

② 道路占用完了届の提出

ア 基本事項

(ア) 申請書等に添付する写真は，所定の台紙（別紙）に，1枚ずつ貼ること。

(カ) 工事写真には，工事名，施工年月日，施工箇所，占用者名および施工者名を表示した標板を入れて撮影すること。

イ 国道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 工事竣工時全景

c 工事実施状況（保安対策関係を含む）

d 根掘り

e 埋戻し

f 路床転圧状況

g 路盤転圧状況

h 舗装転圧状況

i 路盤厚寸法および舗装厚寸法

j 占用物件敷設状況（設置状況および寸法がわかるように）

k 本管と引込管との接合状況

l 乳剤散布状況

m 舗装止縁石の撤去・設置状況

n その他，道路管理者が必要と認めたもの

ウ 道道，市道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 埋設物件（埋設深度）

c 工事竣工時全景

(6) 立会検査の申請

① 申請の方法

- ア 立会検査は、来局して「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入する。
- イ 「給排水立会検査予定台帳」の記入者は、指名給水装置工事主任技術者または工事内容を熟知する者とする。
- ウ 対象とする工事は、次のとおりとする。
 - (ア) 立会を指定している分岐穿孔工事
 - (イ) 濁水の発生、水圧低下の恐れがある通水作業
 - (ウ) メーターを設置する工事
 - (エ) 特殊器具を設置する工事
 - (オ) 受水槽を設置する工事
 - (カ) その他管理者が必要と認める工事

② 検査員の指示

- ア 検査員は、工事工程等について事前に打合せを求められることがある。
- イ 検査員は、立会の際に必要な応じた指示をすることがある。
- ウ 指示に従わない場合、または不適切な技能者が従事しているときは、工事を一時中止させることがある。

③ 給水装置工事検査の担当区域

ア Aブロック（水道事業）

入舟、船見、弥生、弁天、大町、末広、元町、青柳、谷地頭、住吉、宝来、東川、豊川、大手、栄町、旭町、東雲、大森、松風、若松、千歳、新川、上新川、海岸、大縄、松川、万代、浅野、吉川、北浜、港町1～3丁目、追分、亀田、大川、田家、白鳥、八幡、宮前、中島、千代台、堀川、高盛、宇賀浦、杉並、本町、梁川、五稜郭、日乃出、的場、時任、柳、松陰、人見、金掘、乃木、亀田本、亀田港、昭和1～4丁目、北斗市七重浜1丁目

イ Bブロック（水道事業）

柏木、川原、深堀、駒場、広野、湯浜、湯川町1～3丁目、戸倉、榎本、花園、日吉町1～4丁目、上野、高丘、滝沢、見晴、鈴蘭丘、上湯川、銅山、旭岡、西旭岡町1～3丁目、鱒川、庵原、亀尾、米原、東畑、鉄山、蛾眉野、根崎、高松、志海苔、瀬戸川、赤坂、銭亀、中野、新湊、石倉、古川、豊原、石崎、鶴野、白石、本通1～4丁目、中道1～2丁目、山の手1～3丁目、鍛冶1～2丁目、陣川、陣川1～2丁目、神山、神山1～3丁目、東山、東山1～3丁目

ウ Cブロック（水道事業）

富岡町1～3丁目、美原1～5丁目、石川、桔梗、桔梗1～5丁目、西桔梗、昭和、赤川、赤川1丁目、亀田中野、北美原1～3丁目

エ 東部ブロック

（戸井簡易水道事業）

小安、釜谷、汐首、瀬田来、弁才、泊町、館町、浜町、新二見、原木

（日浦、恵山東部簡易水道事業）

日浦、豊浦、大潤、中浜、女那川、川上、高岱、日ノ浜、古武井、恵山、柏野、御崎

（楸法華簡易水道事業）

新浜、恵山岬、元村、富浦、島泊、新恵山、絵紙山、新八幡、銚子

（古部、木直、尾札部、白尻、大船簡易水道事業）

古部、木直、尾札部、川汲、安浦、白尻、豊崎、大船、双見、岩戸、鹿部町字大岩1番地

(7) 修繕工事等の報告

① 修繕工事等に伴う連絡事項

ア 公道および公道に準ずる道路（車両の通行できる道路）における自然漏水または、道路工事等で給水管を破損させた場合の修繕を依頼されたときは、事前に本局管内については水道修繕センターへ、東部営業所管内については水道管路等維持担当へ連絡すること。

イ 出水量が多く断水を必要とする修繕を依頼された場合は、速やかに水道管路等維持担当へ連絡し、指示を受けること。

ウ 凍結解氷を依頼された場合、メーター手前で地下凍結しているときは、本局管内については水道修繕センターへ、東部営業所管内については水道管路等維持担当へ連絡すること。

② 修繕工事報告書の提出

修繕工事を施工した後は、7日以内に「修繕工事報告書」により、速やかに水道管路等維持担当へ届け出ること。

ア 宅地内修繕を行った場合（使用水量認定を必要とするものを含む。）

イ 破損修繕を行った場合（流出水量認定を必要とするものを含む。）

③ 軽微な変更届の取扱

修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を7日以内に水道管路等維持担当へ届け出ること。

④ 使用水量等の認定

使用水量等の認定については、企業局の基準に基づき行う。

⑤ 凍結解氷作業の報告

凍結解氷をした場合は、「凍結解氷作業月例報告書」により、翌月の7日までに水道管路等維持担当へ届け出ること。

(8) その他

① 閉栓を依頼されたときの手続

ア 閉栓は、企業局が行うが、建物等を解体する場合は、指定事業者においても閉栓することができる。

イ 指定事業者が取外したメーターは、速やかに量水器担当へ返納すること。

② メーターの返納および亡失

メーターの返納およびメーターを亡失またはき損したときには、速やかに量水器担当へ届け出ること。

ア 水道メーター返納書

イ 水道メーター亡失（き損）届

③ 開栓を依頼されたときの手続

ア 開栓は企業局が行う。ただし、給水装置工事の伴うものは除く。

イ 空家に入居するため開栓を依頼されたときは、量水器担当に申込すること。

3. 手数料の取扱

(1) 手数料算出要領

① 条例

ア 手数料

条例では、手数料について次のように定めている。

- 第34条 第8条第1項の規定による指定を受けようとする者は、10,000円の手数料を申請の際管理者に納付しなければならない。
- 2 第8条第2項の設計審査および工事検査を受けようとする者は、次の表に定める手数料を添えて管理者に申請しなければならない。
この場合において、当該設計審査および工事検査に係る工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の開発行為に関するものであるときの手数料については、給水管の最大口径、工事延長等に応じ、管理者が別に定める。

工 事 の 種 別			設計審査手数料 (申請1件につき)	工事検査手数料 (水道メーター1個につき)
新 設 工 事	給水管の最大口径（工事検査手数料にあつては、水道メーターの口径）	25ミリメートルまでのもの	3,900円	6,000円
		25ミリメートルを超え50ミリメートルまでのもの	5,800円	8,200円
		50ミリメートルを超えるもの	8,300円	10,400円
改造または撤去の工事			2,000円	4,100円

- 3 第37条第2項ただし書に規定する検査に係る手数料については、給水管の最大口径等に応じ、管理者が別に定める。

イ 指定工事事業者の指定手数料

条例第34条第1項に定める指定を受けようとする場合の手数料は、新しく申請する場合のものであり、条例の経過措置により平成10年3月31日現在指定を受けている者が所定の手続きを行い、引き続き指定を受ける者には適用しない。

② 設計審査および工事検査手数料

条例第34条第2項の設計審査の申請1件および工事検査のメーター1個についての取扱は次のとおりとする。

ア 設計審査手数料は、申請される給水装置工事の給水管の最大口径区分で算定する。

イ 工事検査手数料は、口径別に水道メーターの設置個数により算定する。

ウ 新設工事と改造工事を同時に申込する場合の設計審査手数料は新設工事の手数料とし、工事検査手数料は工事内容により新設工事と改造工事の手数料から算出した額とする。

エ 受水槽以下の給水設備は、審査および検査の対象外とする。

オ 給水装置工事申込書および給水装置工事検査申請書の受付の際に手数料を納付する。

カ 給水装置工事の竣工前に給水管の最大口径に変更がある場合は、再度給水装置工事申込書を提出し、設計審査手数料を納付する。

キ 給水装置工事承認通知書が発行される前にメーターの個数を変更する場合は、設計図と材料書を差し替えることができる。なお、給水装置工事承認通知書が発行されたものについては、追加分の給水装置工事申込書を新たに提出し、設計審査手数料を納付する。

ク 上記以外のものについては、その都度担当課内において協議を行い、手数料を算出するものとする。

ケ 手数料の算出例

(ア) 給水管の口径が20ミリメートル、水道メーターが同口径で1個の新設工事の場合

- ・設計審査手数料 3,900円
3,900円(25ミリメートルまでのもの)×申請1件
- ・工事検査手数料 6,000円
6,000円(25ミリメートルまでのもの)×メーター1個

(イ) 給水主管の口径が40ミリメートル、水道メーターの口径が20ミリメートル6個の共同住宅の新設工事の場合

- ・設計審査手数料 5,800円
5,800円(25ミリメートルを超え50ミリメートルまでのもの)×申請1件
- ・工事検査手数料 36,000円
6,000円(25ミリメートルまでのもの)×メーター6個

(ウ) 水道メーターまでの給水管と水道メーター1個を、口径13ミリメートルから20ミリメートルに変更する改造工事の場合

- ・設計審査手数料 2,000円
2,000円(改造工事)×申請1件
- ・工事検査手数料 4,100円
4,100円(改造工事)×メーター1個

⑤ 手数料の額

ア 指定申請手数料

項 目	単 位	指定申請作業
新規手数料	円/件	10,000

イ 一般工事の手数料

(ア) 設計審査手数料（申請1件につき）

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	改造または 撤去の工事	備 考
手 数 料	円/件	3,900	5,800	8,300	2,000	

(イ) 工事検査手数料（水道メーター1個につき）

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	改造または 撤去の工事	備 考
手 数 料	円/個	6,000	8,200	10,400	4,100	

ウ 開発行為等の手数料

(ア) 設計審査手数料（申請1件につき）

項 目	単 位	25mmまで	25mmを超え 50mmまで	50mmを 超えるもの	備 考
手 数 料	円/件	3,900	5,800	8,300	

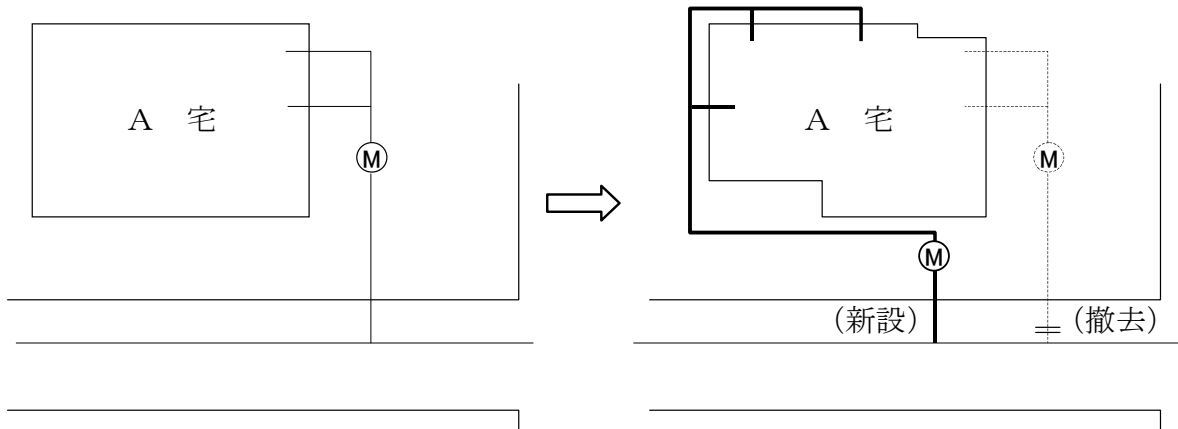
(イ) 工事検査手数料（工事延長当り）

項 目	単 位	25mmまで		25mmを超え50mmまで		50mmを超えるもの	
		工事延長20m までの分	工事延長20m を超える分 (20m増すごとに)	工事延長30m までの分	工事延長30m を超える分 (30m増すごとに)	工事延長40m までの分	工事延長40m を超える分 (40m増すごとに)
手 数 料	円/件	4,700	3,500	7,200	5,400	10,000	7,600

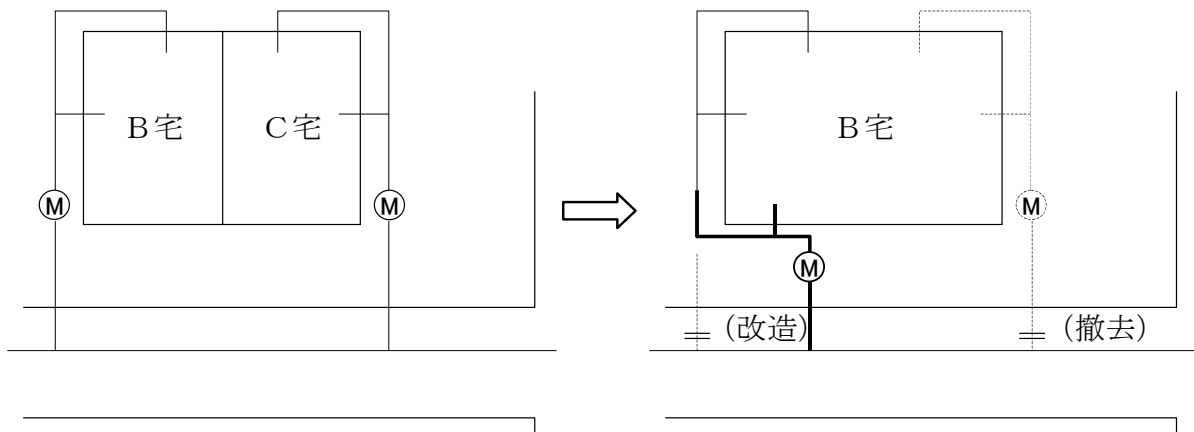
(2) 給水装置工事に関する申請等の取扱

① 給水装置工事1件の申込みの中に工事内容が2種類以上含まれた場合

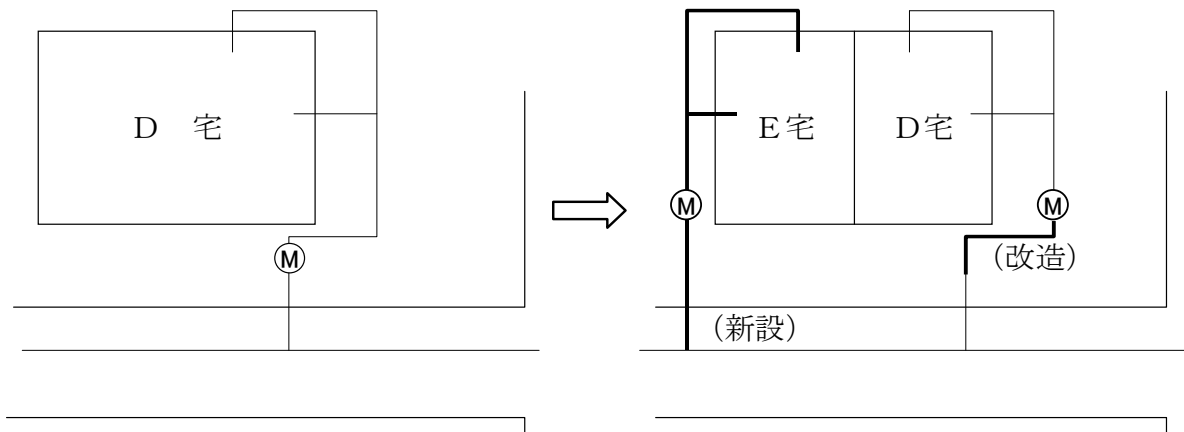
ア 新設、撤去の場合は、新設1件とする。



イ 改造、撤去の場合は、改造1件とする。



ウ 新設と改造の場合は、新設1件とする。



ただし、E宅とD宅の給水装置の所有者が異なる場合や、完成時期が異なる場合等は、それぞれを別に申し込むものとする。

認証機関名	住所	問合せ先
JWWA (社)日本水道協会	〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-9	03(3264)2736 品質認証センター
JHIA (財)日本燃焼器具検査協会	〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船谷ノ前 1751	0467(45)6277 検査部
JET (財)電気安全環境研究所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木 5-14-12	03(3466)5183 製品認証部
JIA (財)日本ガス機器検査協会	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル	03(5570)5990 認証技術部

なお、共通認証マークを使用していない第三者認証機関もあり、現在のところ下記の1機関となっているが、今後、増える可能性もあることから、詳細については、厚生労働省給水装置データベース等を参考にする事。

認証機関名	住所	問合せ先
UL アンダーライタース・ラボラトリーズ・インク	〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326	0596(24)6735 株ユー・エル日本

(4) 自己認証品の基準適合証印

現行、自己認証するメーカーが現れていないため、今後、自己認証品の検査証印等が明らかになり次第登載する。

6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）

(1) 管および継手類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113 JWWA A 113	φ75～350 K形・NS形3種管 モルタルライニング	(JIS G 5526) (JIS A 5314) (JIS G 5526) (JIS G 5528) (JIS G 5527) (JIS G 5528)
	JWWA G 113 JWWA G 112	φ75～350 K形・NS形3種管 内面エポキシ樹脂粉体塗装	
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114 JWWA G 112	φ75～350 K形・NS形 内面エポキシ樹脂粉体塗装	NS形の切管には 1種管使用
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	φ13～50 第1種二層管(軟質)	
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (B形)	φ13～50	埋設用
	JWWA B 116 準拠品	φ13～25 オネジ付エルボ メネジ付エルボ	
水道用ライニング鋼管	JWWA K 116 JWWA K 132	φ13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	VD・PD 埋設用
水道用ライニング鋼管継手	JWWA K 150	φ13～50 塩化ビニルまたは ポリエチレン粉体塗装等	

(2) 分岐用具

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
割丁字管	函館市仕様	φ75～350×40～200 (ポリエチレンスリーブ付)	
水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ75～350×20～25	
ポリエチレン管用 サドル付分水栓	JWWA B 136	φ40×20 φ50×20～25 A形(ボール式)	
分水サドルバンド	JWWA B 136 準拠品	φ40～50×13～25	止水機構なし 宅内分岐用

(3) 栓・バルブ類

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 (ショート形)	JWWA B 122	φ75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	
		φ75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用ソフトシール仕切弁 (ショート形)	JWWA B 120	φ75～250 (旧函館市地区用：左閉じ)	※使用制限については 次ページに記載
		φ75～250 (旧亀田市地区用：右閉じ)	
水道用急速空気弁	JWWA B 137	φ75～350×13～25 (7.5K)	
地上式消火栓	函館市仕様	φ150 (3方向)	村瀬鉄工所製
水道用止水栓	JWWA B 108	φ13～50 (甲形, 内ネジ伸縮型)	
水道用減圧弁	JIS B 8410	φ20, 25	
水道用逆流防止弁	JWWA B 129	φ13～50 (ばね式, 単式)	
水道用逆止弁	JIS B 2031	φ75以上(スイング式 10K フランジ形)	
青銅弁(ネジ込み仕切弁)	JIS B 2011	φ13～50 (10K)	弁棒上昇式
水道用鋳鉄フランジ	函館市仕様	φ50以上	

(4) その他

品名	規格等	形状寸法・種類	摘要
仕切弁きょう	函館市仕様	1, 2号	JWWA B 110 準拠品
丸大型路面蓋	函館市仕様	FCD製 小蓋付き	
コンクリート大・中丸管	函館市仕様	大 φ750×600 中 φ450×300	
FRP製仕切弁きょう	函館市仕様	φ13~50 (H=0.8, 1.2m)	
金蓋付角石	函館市仕様	L 300×W 300×H 140	
ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158		φ75~350のDIPに被覆する。
FRP製バルブ標示杭	函館市仕様	L 45×W 45×H 450	
メーターボックス(A)	函館市仕様	中 L 480×W 380×H 450 大 L 610×W 395×H 450	中(φ13, 20)・大(φ25)
メーターボックス(KA)	函館市仕様	中 L 445×W 275×H 420 大 L 580×W 350×H 410	中(φ13, 20)・大(φ25) メーター位置改善工専用
メーターボックス B-1	函館市仕様	L 530×W 380×H 200	φ13~25(Aボックス使用) メーター位置改善工専用
メーターボックス B-2	函館市仕様	L 700×W 400×H 650	φ13: 4個 φ20, 25: 2個 φ40: 1個
メーターボックス KB-2		L 720×W 460×H 650 逆止弁の通路設置用铸铁蓋	φ13, 20: 4個 φ25: 2個 φ40: 1個
メーターボックス B-3	函館市仕様	L 700×W 600×H 650	φ13, 20: 4個 φ25: 3個 φ40: 2個
メーターボックス KB-3		L 900×W 660×H 650 逆止弁の通路設置用铸铁蓋	φ13, 20: 6個 φ25: 4個 φ40: 3個
メーターボックス B-4	函館市仕様	L 1000×W 600×H 650	φ13, 20: 6個 φ25: 5個 φ40: 3個 φ50: 1個
メーターボックス T-1	函館市仕様	L 1260×W 760×H 900	φ50: 1個
メーターボックス T-2	函館市仕様	L 1560×W 760×H 900	φ75, 100: 各1個
メーターボックス T-3	函館市仕様	L 1800×W 900×H 1150	φ150: 1個
メーター保護ボックス	函館市仕様	軽量コンクリート	
メーター保護ボックス蓋	函館市仕様	ABS樹脂製, 縞鋼板製 縞鋼板製チェーン付	

※ 水道用ソフトシール仕切弁 (φ75~250) の使用制限について

○ 次の仕切弁については, 水道用ダクタイトル铸铁仕切弁とする。

ア 水道メーター等の設置用の一次側仕切弁

イ 開発行為等で道路上に設置する場合, 通常全閉状態 (常鎖) として使用する
箇所や将来常鎖として使用することが想定される仕切弁

ウ 配水本管 (φ300以上) からの分岐箇所や流量調整箇所等で, 制御して使用
することが想定される仕切弁

※ 仕切弁および青銅弁の規格表示について

○ 道路上に設置した弁については, 検査員が透明フィルムのタグを弁きょう等の
蓋に取付け規格表示する。(施工年度, バルブ機種, 口径, 開閉方向等)

水道メーター払出請求書

業者	払出者	担当

No. _____ ①

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード									丁目											
指定事業社名		給水装置設置場所			町			番 号												
口径	器種			数量	メーター番号					検満年月	指針									
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参			計

確認	担当

水道メーター払出請求書

No. _____ 量水器担当控②

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード									丁目											
指定事業社名		給水装置設置場所			町			番 号												
口径	器種			数量	メーター番号					検満年月	指針									
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参			計

払出者	担当

水道メーター払出請求書

No. _____ 業者控③

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード									丁目											
指定事業社名		給水装置設置場所			町			番 号												
口径	器種			数量	メーター番号					検満年月	指針									
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
	直読・遠隔・参考									-										
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参			計

第10号様式(第40条関係)

水道使用廃止届

(改造・撤去・閉栓・中止用)

主 査	担 当

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長様

施工者コード

工事年月日 年 月 日

施工事由

使用者番号

施工者名

給水装置設置場所	町名	町コード	番 地 号
かたがき			
フリガナ			部屋位置
使用者氏名			電話
所有者	住所		電話 ()
	氏名		
代理人	住所		電話
	氏名		

口径	取		付	
		mm		
番号				
検 査 年 月				
指 針	本			
	副			
遠 本 指 針				
施 工 事 由				

摘 要

施工年月日			
メーター位置			

備考 1 朱色で囲ってある部分を記入してください。

2 この申込書はコンピュータの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

水道メーター返納書

受取者

No. _____ ①

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中	他	平成	年	月	日											
メーター取り外し日	平成 年 月 日																			
コード						給水装置設置場所				丁目										
指定事業者名					町				番 号											
口径	器種				数量	メーター番号				指針										
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考			計

水道メーター返納受取書

受取者

No. _____ 量水器担当控②

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中	他	平成	年	月	日											
メーター取り外し日	平成 年 月 日																			
コード						給水装置設置場所				丁目										
指定事業者名					町				番 号											
口径	器種				数量	メーター番号				指針										
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考			計

水道メーター返納確認書

受取者

No. _____ 業者控③

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中	他	平成	年	月	日											
メーター取り外し日	平成 年 月 日																			
コード						給水装置設置場所				丁目										
指定事業者名					町				番 号											
口径	器種				数量	メーター番号				指針										
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
	直読・遠隔・参考																			
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考			計